

瀬戸市浄化センター運転管理業務委託

要求水準書

瀬戸市都市整備部浄化センター管理事務所

目 次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (趣旨)
- 第3条 (業務の履行)
- 第4条 (法令等の適用)
- 第5条 (契約履行状況の確認)
- 第6条 (施設の自主管理)
- 第7条 (従事者の服装等)
- 第8条 (事故の防止)
- 第9条 (公共施設としての役割)
- 第10条 (委託期間)

第2章 業務内容等

- 第11条 (業務対象施設)
- 第12条 (業務内容)

第3章 業務実施体制等

- 第13条 (組織体制)
- 第14条 (法定資格者等の選任)
- 第15条 (電気主任技術者)
- 第16条 (労務管理)
- 第17条 (労働安全衛生)
- 第18条 (就業の制限)
- 第19条 (教育及び訓練)
- 第20条 (備付書類等)

第4章 業務実施要領

- 第21条 (業務運営要領)
- 第22条 (運転操作・監視業務要領)
- 第23条 (巡視・巡回業務要領)
- 第24条 (水質・汚泥試験等業務要領)
- 第25条 (施設・物品管理業務要領)
- 第26条 (保守点検業務要領)
- 第27条 (計画修繕及び小修繕業務要領)
- 第28条 (管理棟、汚泥棟等清掃業務及び場内除草業務要領)
- 第29条 (付属施設の管理要領)
- 第30条 (その他の個別業務委託要領)

- 第 3 1 条 (し渣・沈砂及び脱水汚泥搬出要領)
- 第 3 2 条 (廃棄物の搬出・処分要領)
- 第 3 3 条 (住民への対応)
- 第 3 4 条 (臨時作業への協力)

第 5 章 業務書類等

- 第 3 5 条 (業務書類等)

第 6 章 受注者の責任等

- 第 3 6 条 (受注者の責任)
- 第 3 7 条 (放流水質及び脱水汚泥性状の契約基準)
- 第 3 8 条 (運転管理目標値)
- 第 3 9 条 (関係機関等との協定事項)
- 第 4 0 条 (要求水準未達時の定義)
- 第 4 1 条 (要求水準未達時の場合の取扱い)
- 第 4 2 条 (受注者の責任の免除)

第 7 章 費用分担等

- 第 4 3 条 (発注者が貸与する物品等)
- 第 4 4 条 (受注者が負担する経費等)
- 第 4 5 条 (発注者が負担する経費等)
- 第 4 6 条 (対外的補償が求められた場合)
- 第 4 7 条 (施設等が損傷を受けた場合)

第 8 章 契約の履行

- 第 4 8 条 (契約履行監視)
- 第 4 9 条 (委託金額支払時の業務検査)
- 第 5 0 条 (委託金額の支払)
- 第 5 1 条 (契約業務終了時の業務検査)
- 第 5 2 条 (施設機能確認)

第 9 章 雑則

- 第 5 3 条 (受注者による効率化方策の提案)
- 第 5 4 条 (受注者による投資の提案)
- 第 5 5 条 (改築時及び増設時の取扱い)
- 第 5 6 条 (発注者が実施する補修工事の取扱い)
- 第 5 7 条 (施設の改善要求)
- 第 5 8 条 (疑義が生じた場合)

第1章 総則

(目的)

第1条 本業務委託は、本要求水準書の定める範囲内において、本要求水準書に定める性能を担保することを条件とし、本委託業務を受託する者（以下「受注者」という。）が自由な発想の下、自らの裁量で契約書別紙1に規定した施設（以下「浄化センター等」という。）の運営・管理業務を安全かつ効率的に実施する「性能発注方式」を行うことにより、委託対象施設の運営・管理業務の一層の向上を図り、良質で安定した下水処理を実現することを目的とする。

(趣旨)

第2条 本要求水準書は、瀬戸市（以下「発注者」という。）が設置し、所有し、又は占有する浄化センター等の機能を十分発揮し、適正な管理を図るための運営・管理業務（以下「業務」という。）の委託に係る発注者が要求するサービス水準を定めるものとする。

(業務の履行)

第3条 受注者は、浄化センター等の機能が十分発揮でき、かつ、所定の能力が保持できるよう、契約書、要求水準書、設計書等に基づき、適正かつ誠実に業務を履行し、契約書別紙2に掲げる放流水質要求水準及び脱水汚泥性状要求水準を遵守しなければならない。

(法令等の適用)

第4条 受注者は、業務の実施に関連する要求水準書別紙1に掲げる法令、条例等の趣旨を十分理解し、及び遵守するとともに、新たな法令改正、関連通達等についても常に留意の上、これを遵守しなければならない。

(契約履行状況の確認)

第5条 発注者は、受注者の契約履行状況を適宜確認するものとする。

2 発注者は、受注者の契約履行状況の確認に伴う機能確認業務等を第三者機関に委ねることができる。この場合においては、その名称及び権限を受注者に通知するものとする。

(施設の自主管理)

第6条 受注者は、自らの責任において施設を使用し、及び管理することができるが、使用方法、管理方法については、事前に発注者に届出をし、その承諾を得なければならない。

2 受注者は、浄化センター等の施設及び事務室等を改造してはならない。ただし、業務上、改造が必要な場合であって、事前に発注者に届出をし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。この場合において、委託期間終了時の原状回復について

は、発注者及び受注者双方が協議して定める。

- 3 施設の使用期間中、受注者の責めに帰すべき事由により汚損等があった場合は、受注者の負担で原状回復をしなければならない。この場合において、当該原状回復方法については、事前に発注者の承諾を得なければならない。

(従事者の服装等)

第7条 受注者は、業務の従事者（以下「従事者」という。）に清潔で作業に安全な衣服を着用させるとともに、受注者の職員であることを明示する名札等を着用させなければならない。

(事故の防止)

第8条 受注者は、浄化センター等の火災その他の事故を未然に防止しなければならない。

(公共施設としての役割)

第9条 受注者は、浄化センター等が公共施設であることを十分理解し、周辺住民との調和を図り、公共施設としての信用を失墜させることのないよう管理しなければならない。

(委託期間)

第10条 業務委託期間は令和8年3月2日から令和11年3月31日までとする。また、業務委託履行期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

第2章 業務内容等

(業務対象施設)

第11条 業務の対象となる施設は、契約書別紙1に規定するとおりとする。

(業務内容)

第12条 業務の主な内容は、浄化センター等における運営、運転操作、監視、水質試験、汚泥試験、施設・物品管理、保守点検、計画修繕、小修繕等の各業務及び記録とする。

- 2 運営業務の主たるものは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 各業務の実施計画等の策定、業務の総括及び管理
 - (2) 本要求水準書に定められた性能の担保
 - (3) 浄化センター等の施設、設備及び機器の機能保持
 - (4) 浄化センター等の建屋の清掃及び場内の植栽の管理
 - (5) 災害、事故、侵入者等へのリスク管理
 - (6) 従業員の労務及び安全の管理、教育及び訓練
 - (7) 発注者、関係機関、住民等との連絡調整、協議等

- (8) 発注者が管理運営する施設情報システムへの維持管理情報の入力
- 3 運転操作業務の主たるものは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 浄化センター等の各種設備及び機器の運転操作及び制御
 - (2) 浄化センター等の各種設備及び機器の調整及び整備
 - (3) し渣、沈砂、脱水汚泥搬出時の搬出口シャッターの開閉、貯留ホッパー運転操作、立会等
 - (4) し渣、沈砂、脱水汚泥の搬出計画表を作成し発注者に提出し、搬出業者との連絡調整
- 4 監視業務の主たるものは、浄化センター等の運転状況の監視及び記録とする。
- 5 水質・汚泥試験業務の主たるものは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 運転管理上必要となる定期的な水質試験及び汚泥性状試験
 - (2) 異常時における水質試験及び汚泥性状試験
 - (3) 試験結果の記録及び報告
 - (4) 試験に使用する分析器具、分析用薬品等の調達及び管理
- 6 施設・物品管理業務の主たるものは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 業務遂行に必要な水、ガス、電話、燃料、消耗品、薬剤、油脂類の調達及び管理
 - (2) 浄化センター等の施設内及び場内の照明器具等部品の調達、交換及び管理
 - (3) 浄化センター等の施設及び設備の塗装用塗料、内外装品等の調達等及びこれらの管理
 - (4) 納入物品の記録及び報告
 - (5) 浄化センター等の施設内及び場内の清掃並びに施設周辺への不法投棄物の撤去・清掃
- 7 保守点検業務の主たるものは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 浄化センター等の施設、設備及び機器の巡視及び巡回
 - (2) 浄化センター等の施設、設備及び機器の日常点検及び定期点検
 - (3) 浄化センター等の設備及び機器の定期自主検査
 - (4) 浄化センター等の設備及び機器の分解点検に伴う消耗品の交換
 - (5) 浄化センター等の下水道設備の点検及び保守
- 8 計画修繕及び小修繕業務の主たるものは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 浄化センター等の計画修繕業務
計画修繕は、3か年修繕計画書及び年間修繕計画書に基づいた浄化センター等の施設、設備及び機器の点検整備、部品交換等とする。
 - (2) 浄化センター等の小修繕業務
小規模修繕業務の主たるものは、浄化センター等の施設、設備及び機器の修理で1件あたり200万円以下(税込)(年間総額については設計書参照)の小規模な修繕工事及び特殊な工具等を用いることなく実施可能な修理及び部品交換とする。
- 9 その他の業務の主たるものは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 契約時及び契約終了時における浄化センター等の施設機能確認

- (2) 浄化センター等から発生する廃棄物の処分（発注者の業務分を除く。）
 - (3) 住民への対応（苦情処理等処理内容及び方法については発注者に報告すること。）
 - (4) 下水道管閉塞除去機材の住民への貸し出し受付窓口業務
 - (5) 緊急事態発生時の対応
 - (6) 下水道事業PR補助（見学者への対応及び安全管理を含む。）
 - (7) 下水道展示館、同館駐車場及び下水道屋外学習施設の管理
 - (8) 業務記録・図書類の整理及び発注者への報告
 - (9) 場内除草作業及び管理棟、汚泥棟清掃に関する業務
 - (10) その他浄化センター等の適正な運営及び管理に関し必要と認められる業務
- 10 第1項～第9項の実施について、受注者は発注者の了解がある場合に専門的な技術を有するものに個別業務として再委託することができる。
- 11 再委託を行なう場合、対象となる業務を業務実施基本計画及び業務実施年度計画に位置づけなければならない。

第3章 業務実施体制等

（組織体制）

第13条 受注者は、良識的な判断の下、本要求水準書に示す浄化センター等に係る業務が、円滑に実施できる体制を整えなければならない。

- 2 受注者は、下水道処理施設管理技術者、下水道法施行令第15条の3に掲げる資格を有する者及び同等のものであって、5年以上の下水処理施設の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験及び高度処理施設についての維持管理経験を有する者から、他の従事者を指揮監督する総括責任者を、選任し常駐で配置しなければならない。
- 3 受注者は、下水道処理施設管理技術者、下水道法施行令第15条の3に掲げる資格を有する者及び同等のものであって、5年以上の下水処理施設の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者から、副総括責任者を選任し配置しなければならない。
- 4 受注者は、業務総括責任者及び業務副総括責任者並びに従事者の氏名や職務分担を記載した業務実施体制図を契約後速やかに発注者に届け出なければならない。

（法定資格者等の選任）

第14条 業務を遂行するに当たって、契約書別紙3に規定する有資格者を従事者のうちから選任しなければならない。

- 2 有資格者の兼任は、発注者に届け出て、その承諾を得なければならない。
- 3 選任された有資格者は、発注者と協議し、関係法令に基づき法定資格者として届け出なければならない。

(電気主任技術者)

第15条 受注者は、当該自家用電気工作物の維持及び運用の主体であり、当該自家用電気工作物について電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条第1項の義務を負うものとする。

- 2 発注者は、受注者を電気事業法第43条第1項に定める事業用電気工作物を設置する者とみなし、受注者は、浄化センター等の自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため、従事者等のうちから電気主任技術者を選任しなければならない。
- 3 発注者は、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重するものとする。
- 4 当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うものとする。
- 5 電気主任技術者として選任する者は、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

(労務管理)

第16条 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法及びこれらに関連する諸法令等を遵守して従事者を就業させるとともに、従事者の労務管理を適正に行わなければならない。

(労働安全衛生)

第17条 受注者は、安全衛生管理を徹底して行い、事故の防止に努めるとともに、従事者に労働安全衛生の教育を施し、労働災害の発生のないよう努めなければならない。

- 2 受注者は、労働安全衛生における発注者及び受注者が共同で開催する研修等の実施計画に関し、発注者に提案することができる。

(就業の制限)

第18条 労働安全衛生法で定める就業制限に係る機器の運転及び危険物の取扱いに当たっては、有資格者以外の者が行ってはならない。

- 2 硫化水素、酸素欠乏等危険作業及び危険物取扱作業に当たっては、有資格者のうちから作業主任者を選任し、作業主任者の指示に従って作業を行わなければならない。また、作業時における測定の記録を所定の期間保存しなければならない。

(教育及び訓練)

第19条 受注者は、従事者に対して、必要な知識及び技能に関する教育を施し、技能等の向上を図らなければならない。

- 2 受注者は、従事者に対し、事故その他の災害時及び緊急時の対応について、指導及び訓練を行わなければならない。

(備付書類等)

第20条 受注者は、次の書類又はその写しを業務遂行場所に備え付け、常に整理保管しておかなければならない。

- (1) 業務契約関係書類一式
- (2) 従事者名簿
- (3) 出勤簿
- (4) 貸与品等借受台帳
- (5) 発注者に提出した書類
- (6) 関係法令等により義務付けられた書類
- (7) マニフェスト
- (8) その他必要と認められるもの

第4章 業務実施要領

(業務運営要領)

第21条 受注者は、これまでに蓄積してきた知見と経験を最大限に活用し、自らの責任と裁量により、所定の性能担保を最優先としつつ浄化センター等の運営を効率的及び効果的に行うとともに、次に掲げる事項に留意して業務を遂行するものとする。

- (1) 受注者は業務実施基本計画及び業務実施年度計画を構成する運転管理業務計画、施設保全計画及び各種業務計画等を適正に策定し、発注者に提出し承諾を得ること。
- (2) 施設保全計画は、浄化センター等を適正に維持又は管理するための予防処置及び保守に係る業務を常に3年先まで想定し、受注者から発注者に対する提案を含めて施設、設備又は機器について策定すること。
- (3) 運転管理業務計画、施設保全計画及び各種業務計画に変更の必要性が生じた場合は、変更計画について発注者に提出し承諾を得ること。
- (4) 監視、保守点検及び水質・脱水汚泥試験業務から得られる情報を的確に判断し、所定の性能を担保するよう運転操作を行うこと。
- (5) 計画修繕及び小修繕業務を適切に行い、適正な施設及び物品管理業務を行うことにより浄化センター等の機能維持に努めること。
- (6) 事故等が発生しないようリスク管理に万全を期すこと。

(運転操作・監視業務要領)

第22条 浄化センター等の施設及び設備の運転操作・監視業務は、24時間連続業務とするが、汚泥脱水処理は汚泥収支を適正に管理した運転操作・監視業務時間とし、浄化センター等の施設及び設備の機能が発揮でき、かつ、過度な劣化が生じないよう適正に行うものとする。

- 2 運転操作・監視業務は、原則として中央監視操作室にて行うものとし、緊急時等必要な場合は現場盤等により行うものとする。
- 3 夜間の監視体制については、西部浄化センターにおいて水野浄化センターを含め、常勤監視で行う体制としてもよい。ただし、緊急時等必要な場合は、浄化センター等

の現場に1時間以内に到着できるようにすること。

- 4 各機器が正常に動作するように努め、次の調整及び整備を実施するものとする。
 - (1) 各機器等の消耗品の交換及び調整
 - (2) 各機器等のオイル交換及びグリースアップ
 - (3) 制御に関する発信器の点検及び調整
 - (4) 各池及び槽の流入量、空気量等の調整
- 5 施設及び設備の構造、機能、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常の業務に従事するとともに、故障時及び事故時においても適切に処置を行うものとする。
- 6 業務の実施に当たっては、インターネットに接続できる環境を整備するものとする。

(巡視・巡回業務要領)

- 第23条 浄化センター等の巡視及び巡回は、定期的に行うものとし、施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めるものとする。
- 2 巡視及び巡回点検に当たっては、機器の状況に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示等に注意するものとする。
 - 3 巡視及び巡回により異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講ずるとともに、必要に応じ発注者へ報告するものとする。

(水質・汚泥試験等業務要領)

- 第24条 性能担保のための運転管理上必要な水質・汚泥試験等に当たっては、要求水準書別紙2に従って行い、運転操作に反映させるとともに、その結果を記録し、発注者に報告するものとする。
- 2 業務の履行に必要な関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めることに従うものとする。
 - 3 試験において発生する廃液は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適切に処分し、その処分方法、処分先等が明示された報告書を提出するものとする。
 - 4 全室素全りん自動測定機で発生する廃液は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適切に処分し、その処分方法等が明示された報告書を提出するものとする。
 - 5 常に試験室及び器具等の清掃を心掛け、整理整頓に努めるものとする。
 - 6 試験に使用する薬品類には毒劇物に該当するものがあるため、その取扱いには十分注意し、安全を期するとともに、特に薬品の台帳等による在庫管理、薬品庫の厳重な施錠等により、盗難等を防止するものとする。
 - 7 試験室内の水質・汚泥試験用の機械器具類については、貸与品等の物品管理簿を作成し、使用状況、修理状況等を年度ごとに報告するものとする。

(施設・物品管理業務要領)

- 第25条 物品の調達に当たって、適切な品質及び規格のものとし、放流水質及び脱水汚泥性状に悪影響を与えず、極力、設備、機器等の劣化進行をさせないものとする。
- 2 業務の対象施設は、過度の劣化が進行しないように留意して管理するものとする。
 - 3 常に物品の在庫を把握するとともに的確に発注を行い、在庫不足により設備機器運

転等に影響を与えることがないように心掛けるものとする。

- 4 各機器のオイル交換時に使用するオイルについては、基本的に各機器の取扱説明書によるものとする。
- 5 物品の仕様、調達量、調達先等について記録し、発注者へ提出するものとする。
- 6 ユーティリティー調達の対象となる水、ガス、薬剤（次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、脱臭剤等）については料金支払明細書を保管し、発注者の要請により、特に必要な場合にその写しを発注者へ提出するものとする。
- 7 薬剤（次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、脱臭剤等）については、業務実施年度計画をもとにして管理し、調達を行うものとする。
- 8 浄化センター等の場内、施設内及びその周辺を常に整理し、美観及び衛生を保つ等適正な管理を行うものとする。

（保守点検業務要領）

第26条 浄化センター等の設備・機器等の性能及び機能を確保するため必要な測定、点検及び調査を行うものとする。

- 2 保守点検基準については、「（社）日本下水道協会 下水道施設維持管理積算要領 下水道施設機械・電気設備保守点検基準」に準じるものとし、機器においては、各機器「取扱説明書」また、建築物においては、「（財）建築保全センター 管理者のための建築物保全の手引」を参考に受注者自らがその経験において定めるものとする。
- 3 定期点検等の個別業務委託については、消防用設備等点検業務委託、自家用電気工作物保守管理業務委託、全室素・全りん自動測定機点検業務委託、場外施設等水位計点検業務委託、空気呼吸器点検業務委託等、要求水準書別紙に示すものを本業務に含むものとし、適切な再委託先を選定し発注者に報告のうえ、該当する個別業務委託要求水準書に従って実施するものとする。
- 4 本要求水準書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って設備点検業務に当たるものとする。
- 5 設備の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的等を熟知し、故障時及び事故時においても迅速かつ適切に対処するものとする。
- 6 受注者は、前項に規定する事項を達成するため、業務に必要な機器の取扱説明書、施設の図面等を常に整理しなければならない。
- 7 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して適切に行うものとする。
- 8 保守業務は、十分に安全対策を施し、複数人で行うものとする。
- 9 異常を発見した場合は、速やかにその原因を調査し、適切な措置を講ずるとともに、現場で修理可能なものについては作業を実施し、作業終了後、写真等を添付し、発注者に報告するものとする。ただし、その異常が浄化センターの施設の運営に支障をきたすものである場合は、直ちに発注者に報告し、適切に対処した後、対処方法及びその結果を発注者に報告するものとする。
- 10 現場で修理できないものについては、発注者と協議してその対応を決定するものとする。

(計画修繕及び小修繕業務要領)

第27条 浄化センター等の機能が正常に発揮できるよう必要に応じ適切に施設及び設備の修繕及び補修を行うものとする。

- 2 受注者は、計画修繕及び小修繕の実施にあたっては、関係法規を遵守すること。
- 3 修繕に使用する部品等は、仕様変更による性能低下を起こさないものとする。
- 4 修繕に必要なすべての部品、消耗品等の調達、交換及び管理は受注者が行うこと。
- 5 計画修繕については、3か年修繕計画書及び年間修繕計画書に基づいて浄化センター等の修繕を実施するものとする。
- 6 受注者は、計画修繕を実施するにあたっては、要求水準書別紙28の定めに従うものとする。
- 7 計画修繕の費用は、契約書別表1「委託料支払表」の各年度毎の計画修繕費を上限とするものとする。
- 8 設備の故障等によって、計画修繕に係る内容を変更する必要があるときは、契約書第11条第2項及び第6項の定めに従うものとする。
- 9 計画修繕の内容を変更することで、より効果的かつ継続的な施設維持ができると判断した場合、変更内容を発注者に提案し、協議のうえ了承を得た場合は、計画修繕の内容を変更することができる。この場合、契約書第11条第2項及び及び第6項の定めに従うものとする。
- 10 小修繕を実施する際は、施設、設備及び機器の故障等の状況、原因、修繕方法及び見積書を発注者に提出し、許可を得ること。
- 11 小修繕の費用は、契約書別表1「委託料支払表」の各年度毎の小修繕費支払額を上限とする。ただし、発注者と協議のうえ了承を得た場合は、翌年度に繰り越すことができるものとする。また、予防保全のための部品調達及び保管を含めて実施できるものとする。

(管理棟、汚泥棟等清掃業務及び場内除草業務要領)

第28条 受注者は管理棟、汚泥棟等の建屋内について常に清掃を心がけるとともに、施設周辺についても環境整備に心がけること。

- 2 除草後発生する発生材は場外に適切に処分すること。

(付属施設の管理要領)

第29条 受注者は、下水道展示館、同館駐車場及び下水道屋外学習施設の管理を、その目的を良く理解し適正に行うこと。

(その他の個別業務委託要領)

第30条 その他の個別業務委託としては、下水処理水質分析業務委託、臭気測定業務等、要求水準書別紙に示すものを本業務に含むものとする。

- 2 その他の個別業務委託は、必要に応じ適切な再委託先を選定し第12条に従い発注者に報告のうえ、要求水準書別紙7から要求水準書別紙27に該当する個別業務委託要求水準書に従って適切に実施するものとする。

(し渣・沈砂及び脱水汚泥搬出要領)

第31条 浄化センター等から発生する、し渣・沈砂及び脱水汚泥に関しては、発注者が契約する業者への引渡しまでとする。

2 搬出に当たっては、臭気の程度により消臭剤等の散布により臭気対策を講じるとともに、作業にあたる業者に協力すること。

(廃棄物の搬出・処分要領)

第32条 業務遂行により発生する廃棄物の処分は、次のとおり行うものとする。

(1) 汚泥の搬出については、収集運搬業者、汚泥処分業者との協議内容及び契約内容に則り、発注者の指示に従うものとする。また、汚泥受入先施設の運転状況、契約内容に変更が生じた場合もこれに従うものとする。

(2) 廃棄物の引渡し時においては、立会いをし、処分量等の確認をするものとする。

(3) その他発生する廃棄物（受注者の実施する修繕等により発生する産業廃棄物を含む）の処分については、適正に処分し、産業廃棄物の場合は、マニフェストを発行するものとする。

(4) 発行したマニフェストについては、浄化センター等に保管をするものとする。

(5) 発注者が電子マニフェストを使用する場合は、発注者の指示に従うものとする。

(住民への対応)

第33条 受注者は、浄化センター等の周辺住民からの苦情等に対し、誠意をもって対処し、その内容、結果等について、発注者に速やかに報告するものとする。

(臨時作業への協力)

第34条 受注者は、浄化センター等における次に掲げる作業が行われる場合、その作業が円滑に行われるよう協力するものとする。

(1) 浄化センター等の施設の新設、増設

(2) 浄化センター等の設備の改築

(3) 発注者が行う改修工事及び耐震化工事

(4) その他発注者及び発注者が指示する者が行う作業

2 上記作業が予定される場合は、事前に発注者が受注者に通知するものとする。

第5章 業務書類等

(業務書類等)

第35条 受注者は、業務の履行に当たり要求水準書別紙5、6に掲げる書類を定められた期間内に提出しなければならない。

2 各種提出書類の様式は、必要に応じ発注者が別途指示するものとする。

3 受注者は、業務内容及び業務計画に変更が生じた場合は、速やかに発注者に報告す

るものとする。

- 4 受注者は、施設、設備、備品等に変更が生じた場合は、速やかに台帳等を訂正し、報告又は提出するものとする。

第6章 受注者の責任等

(受注者の責任)

第36条 受注者は、第42条に示す場合を除き、第37条、第38条に示す性能を発揮するよう浄化センター等の運転を行わなければならない。

- 2 受注者は、契約開始時に確認した浄化センター等の施設及び設備の機能の保持に努め、過度な劣化が生じないよう適正に運転及び管理を行わなければならない。
- 3 契約終了時又は発注者による機能確認時に浄化センター等の施設及び設備が過度に劣化していると認められた場合は、正当な理由がある場合を除き、受注者の責任で施設及び設備の復旧及び機能回復を行うものとする。

(放流水質及び脱水汚泥性状の契約基準)

第37条 受注者は、契約書別紙2に示す放流水質要求水準及び脱水汚泥性状要求水準を満たすように浄化センター等の運転をしなければならない。

(運転管理目標値)

第38条 受注者は放流水質要求水準及び脱水汚泥性状要求水準等を遵守するために運転管理目標値を定めて浄化センター等の運転をするものとする。

- 2 受注者は前項の運転管理目標値を業務実施基本計画書及び業務実施年度計画書に記載すること。

(関係機関等との協定事項)

第39条 受注者は、発注者が提示する関係機関等との間で締結した協定書、合意書等に定められた事項がある場合、それを遵守しなければならない。

(要求水準未達時の定義)

第40条 要求水準未達時とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 要求水準書に記載の事項を遵守できなかった場合
- (2) 受注者による不適切な維持管理に起因して浄化センター等の施設及び設備の機能を損ねた場合及び過度な劣化が認められた場合（経年劣化等によるものを除く。）

(要求水準未達時の場合の取扱い)

第41条 放流水質要求水準及び脱水汚泥性状要求水準について、要求水準未達時の場合、発注者は、契約書第15条第2項、契約書第17条第2項に基づき委託金額の減額、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。

- 2 契約金額の減額を行う場合は、契約書に定めた計算式により算定される金額を減ず

るものとする。但し減額の対象は、放流水質要求水準及び脱水汚泥性状要求水準の各項目とする。

- 3 受注者は、契約書第28条及び第31条第3項における発注者からの通告を受けたとき、契約書第32条の規定に従い改善措置等を受注者の責任で実施しなければならない。
- 4 損害賠償の請求がなされた場合は、受注者は復旧までに要する期間に生じる損害額の全てを弁済するものとする。
- 5 脱水汚泥性状要求水準が要求水準未達となり、発注者との契約先（汚泥有効利用及び緊急時の汚泥処分に係る契約先）に受け入れを拒否された場合は、返却された汚泥の全量を受注者の責により処分し（運搬を含む。）、その費用は受注者が負うものとする。

（受注者の責任の免除）

第42条 発注者は、次の条件下においては、要求水準未達時であっても受注者に責任を求めないものとする。

- (1) 流入水量及び流入水質が、契約書別紙2及び要求水準書の運転条件を超えた場合
 - (2) 浄化センター等の施設又は水質に重大な影響を及ぼす有毒物質、化学物質等が流入した場合
 - (3) 天災に起因する場合
 - (4) その他受注者の責務に帰することができない外的要因によると判断できる場合
- 2 前項各号に掲げた事態が発生した場合は、受注者は、緊急措置を講じた上で、その事態の内容、想定される浄化センターへの影響及び緊急措置の内容を速やかに発注者に報告しなければならない。

第7章 費用分担等

（発注者が貸与する物品等）

第43条 業務遂行上必要な物品等のうち、発注者が貸与するものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各施設に備え付けられた器具、特殊工具、事務室内の机、椅子、保管庫、キャビネット、ロッカー等
- (2) 完成図書等、試験器具
- (3) クレーン付き貨物自動車、バキューム車
- (4) その他、発注者が認めるもの

（受注者が負担する経費等）

第44条 受注者が負担すべき経費等は、次のとおりとし、要求水準書別紙29に示す費用分担を参照すること。但し、事務用品等で発注者の職員が執務のために使用する資材については、発注者で調達するものとする。

- (1) 浄化センター等で使用する光熱水費及び通信料（受注者の電話等）
 - ア 水道料及びガス代は、委託期間内の使用月分
 - イ 通信料は、委託期間内の請求月分
- (2) 浄化センター等で使用する薬剤、消耗品、部品、油脂類、分析用薬品及び機器並びに器具等の調達及び管理に係る費用（第46条に規定するものを含む。）
- (3) 発注者の業務分を除く廃棄物及び水質分析の廃液及び設備機器の廃油の処分に係る費用
- (4) 業務範囲内の施設及び設備の修繕等に係る費用
- (5) 浄化センター等設備の法定検査に係る費用
- (6) 設備の保守点検に必要な点検工具、回路計及び懐中電灯等の工具及び器具（第43条に規定するものを除く。）
- (7) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡、空気呼吸器等の安全保護用具及び機器
- (8) 巡回点検車両及び車両点検維持に係る費用
- (9) 机、椅子、冷蔵庫、書棚、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機等の事務機器
- (10) 受注者の電話及びFAXの設置費並びに維持管理費
- (11) 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- (12) モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具及び洗剤等の消耗品
- (13) ポット、食器棚、茶器、台所用品等の消耗品
- (14) その他業務遂行に必要な経費

（発注者が負担する経費等）

第45条 第46条に規定したもの以外で業務遂行上必要なもののうちで発注者が負担すべき経費等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者の責めに帰することができない事由により施設又は設備が損傷した場合に係る費用
- (2) 電気料金、脱水ケーキ運搬処分費、沈砂し渣運搬処分費
- (3) 本業務委託の対象施設の運営管理に必要な通信料
- (4) その他必要な経費

（対外的補償が求められた場合）

第46条 受注者は、対外的補償等を求められた場合、速やかに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、第42条に規定する場合を除き、次に掲げる対外的補償等に対し責任を負うものとする。

- (1) 受注者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、悪臭等）に伴う、罰則金及び補償金、訴訟に要する費用等。
- (2) 発注者が発注した別業者による増設、改築及び補修工事に係るものを除く浄

化センター敷地内で発生し、受注者に責があると認められる事故（外部からの見学等の際に生じたものを含む。）

- (3) 発注者は浄化センター等から発生する脱水汚泥を、専門処分業者に処理委託するが、脱水汚泥性状要求水準の範囲を逸脱し、処分業者より脱水汚泥を返却され損害等を求められた場合の補償等。
- (4) その他業務に起因する損害等に対する補償等。
- (5) 受注者は、上記（１）～（４）に係る原因の調査、報告書の作成、各種手続き、対外的説明等を行うものとする。

（施設等が損傷を受けた場合）

第４７条 受注者は、施設又は設備が損傷を受けた場合は、その原因及び浄化センター等に与える影響について速やかに発注者に報告しなければならない。

- ２ 受注者は、第４２条に規定する場合を除き、浄化センター等の施設又は設備の損傷に対し、所定の機能を回復させる責任を負うものとする。
- ３ 受注者が回復すべき機能とは、契約時に発注者及び受注者双方で確認した施設及び設備の機能をいう。
- ４ 受注者は、施設及び設備の損傷が浄化センター等の機能に重大な影響を与えると予想される場合は、責任の所在にかかわらず緊急措置を講じなければならない。

第８章 契約の履行

（契約履行監視）

第４８条 受注者は、発注者が実施する契約履行状況の確認に協力しなければならない。

- ２ 契約履行状況の確認の結果、発注者により改善すべき点を指摘された場合は、受注者は、その指示に従わなければならない。
- ３ 受注者は、発注者の指示に基づき改善を行った後、改善内容等について速やかに発注者に報告しなければならない。

（委託金額支払時の業務検査）

第４９条 委託金額支払時の業務検査は、受注者から業務実績報告書又は業務完了報告書が提出された日から１０日以内に発注者が行うものとする。

（委託金額の支払）

第５０条 受注者は、業務検査終了後、委託金額を請求できるものとする。

- ２ 施設管理経費については、受注者は前項の検査に合格した後、当該月分の施設管理経費に係る請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から３０日以内に支払わなければならない。
- ３ 計画修繕費については、受注者は第１項の検査に合格した後、当該修繕費に係る請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から３０日以内に支払わなければならない。

(契約業務終了時の業務検査)

第51条 契約業務終了時の業務検査は、受注者から業務実績報告書又は業務完了報告書が提出された日から10日以内に発注者が受注者に対して行うものとする。

(施設機能確認)

第52条 発注者及び受注者は、契約開始時、契約終了時及び発注者の指示があった時に浄化センター等の施設及び設備の機能確認を行う。ただし、発注者及び受注者双方による協議の上で、前契約における契約終了時の機能確認をもって、本契約開始時の機能確認とみなすことができる。

- 2 受注者は、機能確認の結果を現況施設等台帳に記録、整理すること。
- 3 受注者は、機能確認の結果を契約締結後1月以内、契約完了前2週間以前及び発注者の指示のあった日から1月以内に要求水準書別紙5に掲げる「施設機能確認報告書」を発注者に提出するものとする。
- 4 発注者は随時に浄化センター等の施設及び設備の機能確認を行うことができる。
- 5 発注者は、機能確認業務を第三者機関に委ねることができる。この場合においては、発注者は、事前に受注者にその旨を通知するものとする。
- 6 受注者は、機能確認に際し、全面的に協力しなければならない。
- 7 機能確認の結果、所定の機能の保持が確認できなかった場合は、受注者は、発注者の承諾を得た上で機能回復に必要な措置を講じなければならない。
- 8 受注者は、機能回復に必要な措置を講じた際に、その内容等について直ちに発注者に報告しなければならない。
- 9 前項の場合において、発注者の承諾が得られるまでは、受注者は、責任を持って浄化センター等の運転業務を実施しなければならない。この場合において、その際に生じた費用は、受注者が全額負担するものとする。

第9章 雑則

(受注者による効率化方策の提案)

第53条 受注者は、浄化センター等の効率的管理・運営方策に関し、発注者に提案することができる。

(受注者による投資の提案)

第54条 受注者は、業務の効率的及び効果的な遂行を図るため、自らの責任と負担による設備の設置及び既存設備の改良を発注者に対して提案することができる。

- 2 前項の提案は、受注者選定の際に提出した提案書による提案内容を含む。
- 3 発注者は、受注者の提案内容を検討し、承諾又は不承諾の旨を受注者に通知するものとし、承諾された場合は、受注者が設置又は改良工事を行うものとする。
- 4 受注者は、提案に基づく工事を行った場合は、その概要について発注者に報告するものとする。
- 5 契約終了時の取扱いについては、発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。

る。

(改築時及び増設時の取扱い)

第55条 施設及び設備の改築及び増設は、発注者の負担によって実施する。

- 2 受注者は、発注者が実施する改築及び増設に際し、円滑に進められるよう協力するものとする。
- 3 改築及び増設に係る責任は、発注者が負うものとする。

(発注者が実施する補修工事の取扱い)

第56条 受注者は、発注者が実施する補修工事に際し、円滑に進められるよう協力するものとする。

- 2 発注者が実施する補修工事に係る責任は、発注者が負うものとする。

(施設の改善要求)

第57条 受注者は、管理する上で受注者の責めに帰することができない理由により、施設又は設備に支障がある場合は、発注者に対し、その改善要求を行うことができる。

- 2 受注者は、施設又は設備の改善要求を行う場合は、次の事項を明らかにした改善要求書を提出しなければならない。
 - (1) 改善が必要な理由
 - (2) 正常な管理を行ってきた証拠
 - (3) 必要な改善措置案
- 3 発注者は、受注者から提出された改善要求書に基づき、両者で協議を行い、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

(疑義が生じた場合)

第58条 本要求水準書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、誠意をもって発注者、受注者両者が協議して定めるものとする。

要求水準書 別紙 目次

要求水準書別紙 1	遵守すべき法令等の一覧
要求水準書別紙 2	水質・汚泥試験等
要求水準書別紙 3	消耗品の定義
要求水準書別紙 4	薬剤管理及び調達
要求水準書別紙 5	業務書類関連
要求水準書別紙 6	管理日報、月報及び年報等の記載内容
要求水準書別紙 7	植栽・除草管理業務
要求水準書別紙 8	個別業務委託（その1）要求水準書 （西部浄化センター下水処理水質分析業務委託）
要求水準書別紙 9	個別業務委託（その2）要求水準書 （西部浄化センター処理困難物質水質分析業務委託）
要求水準書別紙 10	個別業務委託（その3）要求水準書 （西部浄化センター汚泥分析業務委託）
要求水準書別紙 11	個別業務委託（その4）要求水準書 （西部浄化センター臭気測定業務委託）
要求水準書別紙 12	個別業務委託（その5）要求水準書 （西部浄化センター全室素全りん自動測定機点検業務委託）
要求水準書別紙 13	個別業務委託（その6）要求水準書 （西部浄化センター脱臭用活性炭取替業務委託）
要求水準書別紙 14	個別業務委託（その7）要求水準書 （西部浄化センター自家用電気工作物保安管理業務委託）
要求水準書別紙 15	個別業務委託（その8）要求水準書 （西部浄化センター消防用設備等点検業務委託）
要求水準書別紙 16	個別業務委託（その9）要求水準書 （水野浄化センター下水処理水質分析業務委託）

要求水準書別紙 17	個別業務委託（その10）要求水準書 （水野浄化センター処理困難物質水質分析業務委託）
要求水準書別紙 18	個別業務委託（その11）要求水準書 （水野浄化センター汚泥分析業務委託）
要求水準書別紙 19	個別業務委託（その12）要求水準書 （水野浄化センター臭気測定業務委託）
要求水準書別紙 20	個別業務委託（その13）要求水準書 （水野浄化センター全室素全りん自動測定機点検業務委託）
要求水準書別紙 21	個別業務委託（その14）要求水準書 （水野浄化センター脱臭用活性炭取替業務委託）
要求水準書別紙 22	個別業務委託（その15）要求水準書 （水野浄化センター自家用電気工作物保安管理業務委託）
要求水準書別紙 23	個別業務委託（その16）要求水準書 （水野浄化センター消防用設備等点検業務委託）
要求水準書別紙 24	個別業務委託（その17）要求水準書 （水野浄化センター機械警備業務委託）
要求水準書別紙 25	個別業務委託（その18）要求水準書 （水野浄化センター地下タンク設備点検業務委託）
要求水準書別紙 26	個別業務委託（その19）要求水準書 （場外施設等水位計点検業務委託）
要求水準書別紙 27	個別業務委託（その20）要求水準書 （空気呼吸器点検業務委託）
要求水準書別紙 28	計画修繕特記実施要領
要求水準書別紙 29	費用分担表
要求水準書別紙 30	包括業務予定数量表

要求水準書別紙1 遵守すべき法令等の一覧

- 1 下水道法
- 2 環境基本法
- 3 水質汚濁防止法
- 4 建築基準法
- 5 労働基準法
- 6 労働安全衛生法
- 7 労働者派遣法
- 8 職業安定法
- 9 労働者災害補償保険法
- 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 11 騒音規制法
- 12 振動規制法
- 13 悪臭防止法
- 14 電気事業法
- 15 個人情報保護法
- 16 消防法
- 17 建設業法
- 18 その他関係諸法令

要求水準書別紙2 水質・汚泥試験等

1 試験等内容

(1) 西部浄化センター

項目	流入水	初沈 ※1	反応槽 ※1	返送汚泥 ※1	終沈 ※1	放流水	脱水 供給汚泥	脱水 分離液	機械 濃縮槽	脱水 ケーキ
水温	◎		◎			◎				
外観	◎					◎		○	○	
pH(ハンディ計)	◎	◎	◎		◎	◎	○			
透視度	◎					◎				
ORP(ハンディ計)			○							
DO(モニター値)			○							
MLSS(モニター値)			○							
SS・MLSS(手分析)		●	●	●			●	●		
空気量 (モニター値)			○							
生物相観察			●							
SV			◎							
臭気										
遊離残留塩素						◎				
各態窒素 (パケットテスト)			●							
全リン・全窒素・UV (モニター値)						○				
界面測定		● (中段)			● (後段)					
含水率※3										○

【凡例】 ○:毎日 ◎:3回以上/週 ●:1回以上/週

※1:使用している系列ごとに各池実施(例:反応槽 3-1,3-2 ともに実施、使用池を対象とする)

(2) 水野浄化センター

項目	流入水	初沈 ※1	反応槽 ※1	返送汚泥 ※1	終沈 ※1	放流水	脱水 供給汚泥	脱水 分離液	重力 濃縮槽	脱水 ケーキ
水温	◎		◎			◎				
外観	◎					◎		○	○	
pH(ハンディ計)	◎	◎	◎		◎	◎	○			
透視度	◎					◎				
ORP(ハンディ計)			○							
DO(モニター値)			○							
MLSS(モニター値)			○							
SS(手分析)		●	●	●			●	●		
空気量(モニター 値)			○							

項目	流入水	初沈 ※1	反応槽 ※1	返送汚泥 ※1	終沈 ※1	放流水	脱水 供給汚泥	脱水 分離液	重力 濃縮槽	脱水 ケーキ
生物相観察			●							
SV			◎							
臭気										
遊離残留塩素						◎				
各態窒素 (パケットテスト)			●							
全リン・全窒素・UV (モニター値)						○				
界面測定		● (中段)			● (後段)				○	
含水率※3										○

【凡例】 ○:毎日 ◎:3回以上/週 ●:1回以上/週
 ※1:使用している系列ごとに各池実施(使用池を対象とする)

(3) 西部・水野浄化センター通日試験

項目	頻度	流入水	最初沈殿池	最終沈殿池	放流水
SS	1回以上/年 (4時間毎)	◎	—	—	◎
COD	1回以上/年 (4時間毎)	◎	—	—	◎
BOD	1回以上/年 (4時間毎)	◎	—	—	◎
全窒素	1回以上/年 (4時間毎)	◎	—	—	◎
全リン	1回以上/年 (4時間毎)	◎	—	—	◎

2 様式

点検管理の成果となる日報については、仕様に定める点検内容がわかりやすく示されるものとし、発注者受注者により協議して定める。

要求水準書別紙3 消耗品の定義

本件業務における消耗品については、必要性を勘案し受託者の裁量により調達するものとする。その際の参考として以下に例示する。

1 設備関係

- (1) 最初沈殿池、最終沈殿池のフライトシュー
- (2) 各機器付属の圧力計、温度計
- (3) ポンプ、配管等の逆止弁、ゲートバルブ、ボールバルブ等
- (4) 小口径ポンプの部品
- (5) 給脂に必要な適合する潤滑油
- (6) 給水、排水、給油等配管及び継ぎ手類
- (7) 作業に必要な保護用品、補修用材料及び補助材料
- (8) 洗浄及び排水等に使用するホース類
- (9) ポンプ、バルブ等のグランドパッキン、ガスケット
- (10) コンプレッサー用エアフィルター、安全弁、及び消耗部品等
- (11) 一軸ねじポンプのローター、ステーター、レベルスイッチ等の部品
- (12) ポンプ、給排機ファン等のVベルト、プーリー
- (13) pH計用センサー
- (14) 脱臭剤注入ポンプ及び部品
- (15) 小型水中ポンプ

2 電気、計装関係

- (1) 運転管理用記録紙
- (2) 20A以下の漏電遮断器、ブレーカー
- (3) 表示灯の電球
- (4) 接点復活剤
- (5) ケーブル接続用端子、コネクタ類
- (6) 蛍光灯ランプ及び蛍光灯器具、安定器等
- (7) 制御盤内リレー
- (8) 電流制限器
- (9) 煙感知器、誘導灯用非常電源、誘導灯、消防ノズル、消火器等消防設備用品
- (10) 屋外照明用タイムスイッチ
- (11) 近接スイッチ

3 水質関係

- (1) 水質管理用イオン交換樹脂
- (2) ポータブルpH計、DO計、透視度計及びセンサー
- (3) 水質試験用、器具等
- (4) pH計校正用基準液
- (5) 薬液タンク
- (6) 酸素、硫化水素測定用センサー

4 その他

- (1) アンカーボルト等
- (2) 小規模修繕、補修に必要な消耗品、及び汎用工具類
- (3) 施設、設備補修用塗料・刷毛、溶接棒、酸素ガス、アセチレンガス等
- (4) 切断カッター替刃、グラインダー替砥石、バンドソー替刃等
- (5) ボルト、ビス、テーパーピン等
- (6) 台車用キャスター
- (7) その他

要求水準書別紙4 薬剂管理及び調達

- 1 放流水の滅菌用に使用する滅菌剂は、有効塩素濃度12%以上の次亜塩素酸ナトリウム（12%容液）とし納入時、受託者は必ず立会うこと。また納入時は、計量証明書、成分表を受け取り、その写しを委託者に提出するものとする。
- 2 汚泥脱水時に使用する高分子凝集剂は、必ず事前に性能テストを行い、安全データシートとともに提出すること。また汚泥性状の変化で高分子凝集剂を変更する場合も同様とする。また納入時には必ず立会をし、所定のタンクに適正に搬入させ、納品書、成分表を受け取り、その写しを委託者に提出するものとする。

要求水準書別紙5 業務書類関連

1 提出書類一覧

書類の名称	主な書類	内容	備考
着手届			
総括及び副総括責任者 選任届	選任届	経歴書を添付	契約締結 時に提出
業務実施基本計画書	業務期間全体に渡る 総合計画	実施方針、人員体制、安全管理体制、 ユーティリティの調達、使用の方法等	契約締結 後、遅滞 なく提出
業務実施年度計画書	業務従事者名簿	本業務従事者全員の名簿	
	業務責任者等選任届	副責任者、電気保安業務管理責任者、 機械主任者、電気主任者、運転操作主 任者、水質管理主任者、作業主任者を 選任	
	資格者選任届	氏名、選任事項、資格の証明情報	
	資格者兼任届	同上	
	資格者一覧表	資格を証するものの写しを添付	
	業務分担表	業務内容別	
	業務実施体制表	本業務遂行上の管理体制	
	安全管理体制表	労働安全衛生法上の体制	
	緊急時連絡体制表	緊急時の連絡体制	
	非常時出勤体制表	非常時の出勤体制	
	業務実施計画	各種実施業務内容（方針）	
	施設管理計画	施設の運転、使用方法等	
	施設保全計画	受託期間を見通した施設保全計画	
使用車両届	業務に使用する車両及び業務従事者の 使用する車両の一覧（貸与以外）		
各種保険の写し	証書の写し又は証明書		
緊急時対応計画書	自然災害対策計画	自然災害の対応について、その事象毎 における対応の原則、方法、手順等	
	施設内緊急対策計画	自然災害を除く、火災、停電等の事象 毎における対応の原則、方法、手順等	
施設機能確認報告書	確認表	前契約終了時の機能確認報告書と設備等の状態につ いて差異を確認するもの※1、2	契約締結 後、1ヶ月 以内に提 出
貸与品等借受台帳	記載帳票	委託者が貸与する物	

書類の名称	主な書類	内容	備考
施設機能確認報告書	確認表	前契約終了時の機能確認報告書と設備等の状態について差異を確認するもの※1、2	契約締結後、1ヶ月以内に提出
貸与品等借受台帳	記載帳票	委託者が貸与する物	
管理月報	維持管理の主要な実施記録 水質試験記録 汚泥性状試験記録 物品調達、搬入記録 設備、機器点検記録 機器修理記録 光熱水費、通信費支払 明細書 法定点検記録 その他必要な記録	詳細は、要求水準書別紙 6 のとおり	定期的に提出
管理年報	管理月報に準じる	年度の管理の主要な実施記録	
月間業務計画書		月間作業予定、勤務予定等	
月間業務実績報告書		月間業務計画の実施結果	
年度業務計画書		年度作業予定等	
年度業務実績報告書		年度業務計画の実施結果	
変更届		提出図書類の追加時及び変更時であって特に定めのない時	
報告書	各種業務報告書 業務実績報告書 異常報告書 等	施設、設備等の異常時等	必要に応じて提出
要求書	改善要求書等	施設、設備等の改善要求時等	
提案書		設備、業務等について提案しようとする時	
申請書	機能再確認申請書		
	契約解除申請書		
協議書	契約変更協議書		
	機能再確認協議書		
業務完了届		委託金額の支払いを受けようとする時	
施設及び設備台帳		委託者が求めた場合	
その他必要な書類		委託者が求めた場合	
施設機能確認報告書	設備等 健全度診断表	業務終了時点の機能確認報告書	業務完了前 2週間以前に提出

書類の名称	主な書類	内容	備考
施設機能確認報告書	設備等 健全度診断表	業務終了時点の機能確認報告書	業務完了前 2週間以前 に提出
業務完了報告書			業務終了時 に提出

※1 前契約終了時の機能確認報告書と設備等の状態について差異があった場合は、当該設備等の健全度診断表を提出すること。

※2 発注者及び受注者双方による協議の上で、前契約における契約終了時の機能確認をもって、本契約開始時の機能確認とみなすことができる。

※ 日報、月報、年報等の記録については、発注者の指示する項目以外に必要な項目についても記録し、各浄化センターに保管すること。尚、発注者の要求があった場合は提出すること。

2 計画修繕における提出書類

書類の名称	内容	提出期限
3か年修繕計画書	修繕を行う設備等の名称・仕様	契約締結日の翌日から20日以内
	修繕を行う設備等毎の時期	
	修繕を行う設備等毎の概要	
年間修繕計画書	修繕を行う設備等の名称・仕様・費用	業務委託履行期間における各年度の4月1日前まで
	修繕を行う設備等毎の時期	
	修繕を行う設備等毎の内容の詳細	
工事資料	要求水準書別紙28 計画修繕特記実施要領に記載の工事資料	着工前及び完了後に発注者の指示に従い提出すること。

3 個別業務委託における提出書類

文書名	作成時期	内容
個別業務実施計画書	契約時の2週間以前	
再委託先選定通知書	契約時の2週間以前	業務を再委託する場合に作成し、再委託先及び業務の良く分かるもの
着手届	契約締結から14日以内	業務名、場所、工期等
業務代理人等通知書	契約締結から14日以内	業務名、業務代理人者名等
工程表	契約締結から14日以内	業務名、場所、工期等
業務完了報告書	業務完了から14日以内	業務名、請負代金等
実施状況写真帳	業務完了から14日以内	業務内容の良く分かるもの
業務実績報告書	業務完了から14日以内	委託業務内容に関するもの
その他	担当者より提出を求められた時	作業日報 有資格者証の写し その他業務に必要な書類

※再委託業者により実施の場合には、再委託業者と原則として契約書を交わすこと。

※個別業務に係る各種提出書類は、各年度毎に提出すること。

要求水準書別紙6 管理日報、月報及び年報等の記載内容

1 管理日報

[参考記載事項]

- (1) 天候、気温、雨量（気象）
- (2) 報告書（担当）
- (3) 水質試験項目の結果（水質）
- (4) 各処理運転フローにおける処理数量（処理状況）
- (5) 各ユーティリティの数量（調達）
- (6) 主要機器の運転記録（運転）
- (7) その他記録・報告すべき事項（備考）

※ 記載事項及び様式は市と協議のうえ決定する。

2 管理月報

[参考記載事項]

- (1) 管理日報に記載の事項（気象）
- (2) 保守・点検・正常状態に復帰させるための調整実施と結果
- (3) 事故・故障記録、対応報告
- (4) 管理報告
- (5) 管理の指標としている諸元値
- (6) 第三者検査機関実施の水質分析値（実施時のみ記載）

※ 記載事項及び様式は市と協議の上で決定とする

3 管理年報

[参考記載事項]

- (1) 管理月報記載事項の月集計
- (2) 必要な報告事項、その他

※ 記載事項及び様式は市と協議の上で決定とする

要求水準書別紙7 植栽・除草管理業務

1 業務の対象と実施頻度

(1) 西部浄化センター

外構・植栽等については以下のとおりとする。

○植栽（低・中・高木）の手入れ

低木（さつき他）の剪定	面積	733 m ²	1回/年
中木（さざんか他）の剪定	面積	535 m ²	1回/年

○場内清掃・除草等

芝刈り	面積	882 m ²	4回/年
芝除草	面積	882 m ²	2回/年
除草（機械刈り）	面積	1,437 m ²	4回/年
除草（低木植込地）	面積	339 m ²	4回/年

(2) 水野浄化センター

外構・植栽等については以下のとおりとする。

○植栽（低・中・高木）の手入れ

低木（さつき他）の剪定	面積	670 m ²	1回/年
中木（さざんか他）の剪定	面積	436 m ²	1回/年
高木（クロガネモチ他）の剪定		16 本	状況による

○場内清掃・除草等

芝刈り	面積	284 m ²	4回/年
芝除草	面積	284 m ²	2回/年
除草（機械刈り）	面積	4,043 m ²	4回/年
除草（低木植込地）	面積	94 m ²	4回/年

○場外清掃・屋外学習施設

芝除草	面積	2,442 m ²	2回/年
水路、側溝の除草及び清掃			2回/年

○下水道展示館等

除草・清掃等を適時行う。

(3) 場外ポンプ場

水野中継ポンプ場について以下のとおりとする。

○場内清掃・除草等

中木（カイズカイブキ）の剪定	面積	60 m ²	1回/年
除草（機械刈り）	面積	161m ²	4回/年
場内清掃等			適時

その他のポンプ場

除草・清掃等を適時行う。

要求水準書別紙8 個別業務委託（その1）要求水準書

- 1 個別業務委託件名
西部浄化センター下水処理水質分析業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市西原町2丁目113番地 地内 西部浄化センター
- 3 業務委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
各年度、以下の業務を行うこと。
- 4 測定回数、検体数及び分析項目
 - (1) 測定回数年12回（1回/月）：最終沈殿池流出水・滅菌消毒前放流水
 - (2) 測定回数年24回（2回/月）：流入水・最初沈殿池流出水・放流水
※使用している系列数によっては、検体数の増減あり。
 - (3) 分析項目 別表を参照
- 5 通日試験について
要求水準書別紙2のとおり実施すること。
- 6 実施時期及び実施方法
実施時期は、瀬戸市が指定する日とする。（概ね第1週目及び第3週目）
資料採取し、分析業務を速やかに行い、報告書を提出する。
- 7 その他
試料の採取不能等により検査が一部ないし全部実施できない場合は、双方の協議により、委託期間内で同種の検体により、検体数又は項目において同等の検査を行うものとする。

別表

西部浄化センター検体採水地点及び分析項目

	検体採水地点	分析項目
①	流入水 ※月 2 回測定	気温、水温、透視度
		PH
		浮遊物質
		BOD
		COD
		全窒素
		全りん
		大腸菌数
②	最初沈殿池流出水 ※使用系列の分析を実施 ※月 2 回測定	PH
		浮遊物質
		BOD
③	最終沈殿池流出水 ※使用系列の分析を実施 ※月 1 回測定	浮遊物質
④	滅菌消毒前放流水 ※月 1 回測定	BOD
⑤	放流水 ※月 2 回測定	気温、水温、透視度
		PH
		浮遊物質
		BOD
		COD
		全窒素
		全りん
		アンモニア性窒素
		亜硝酸性窒素
		硝酸性窒素
		ヘキサン抽出物質（鉱油）
		ヘキサン抽出物質（動植物油）
		大腸菌数

要求水準書別紙9 個別業務委託（その2）要求水準書

- 1 個別業務委託件名
西部浄化センター処理困難物質水質分析業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市西原町2丁目113番地 地内 西部浄化センター
- 3 業務委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
各年度、以下の業務を行うこと。
- 4 実施回数
年2回（8月、2月）
- 5 業務内容
西部浄化センターの放流水（1検体）を採水し、下記の分析項目について分析し、分析結果報告書2部を提出する。
- 6 分析項目
 - (1) シアン化合物
 - (2) 有機燐化合物
 - (3) 六価クロム化合物
 - (4) 砒素及びその化合物
 - (5) 総水銀化合物
 - (6) アルキル水銀化合物
 - (7) ポリ塩化ビフェニル
 - (8) トリクロロエチレン
 - (9) テトラクロロエチレン
 - (10) ジクロロメタン
 - (11) 四塩化炭素
 - (12) 1,2-ジクロロエタン
 - (13) 1,1-ジクロロエチレン
 - (14) シス1,2-ジクロロエチレン
 - (15) 1,1,1-トリクロロエタン
 - (16) 1,1,2-トリクロロエタン
 - (17) 1,3-ジクロロプロペン
 - (18) チウラム
 - (19) シマジン
 - (20) チオベンカルブ
 - (21) フェノール類
 - (22) ベンゼン
 - (23) セレン及びその化合物
 - (24) ほう素及びその化合物
 - (25) ふつ素及びその化合物
 - (26) クロム及びその化合物
 - (27) 銅及びその化合物
 - (28) 亜鉛及びその化合物
 - (29) 溶解性鉄
 - (30) 溶解性マンガン
 - (31) カドミウム及びその化合物
 - (32) 鉛及びその化合物
 - (33) 1,4-ジオキサン

要求水準書別紙 10 個別業務委託（その3）要求水準書

- 1 個別業務委託件名
西部浄化センター汚泥分析業務委託
- 2 目的
関係法令に基づき、西部浄化センターの脱水汚泥及びし渣・沈砂の状況を把握し、脱水汚泥及びし渣・沈砂の適正処分を図るため、実施するものである。
- 3 業務委託場所
瀬戸市西原町2丁目113番地 地内 西部浄化センター
- 4 業務委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
各年度、以下の業務を行うこと。
- 5 検査方法等
 - (1) 産業廃棄物に含まれる金属等の検定（昭和48年2月17日環境庁告示第13号）
※ (3)その他成分検査も合わせて実施すること。
検体数及び検査回数
 - ① 脱水汚泥 1検体 検査回数 1回
 - ② し渣・沈砂 1検体 検査回数 1回
 - (2) 土壌の汚染に係る環境基準の検定（平成3年8月23日環境庁告示第46号）
検体数及び検査回数
 - ① 脱水汚泥 1検体 検査回数 1回
 - (3) その他成分検査
検査項目：PH、含水率、熱灼減量、亜鉛、鉛、水銀、ダイオキシン類
 - ① 脱水汚泥 1検体 検査回数 1回
 - ② し渣・沈砂 1検体 検査回数 1回
- 6 検査委託実施時期
瀬戸市が指定する日とする。
（脱水汚泥検体採取は12月、し渣・沈砂検体採取は1月を予定）
- 7 実施方法
検体採取を行い、分析すること。
計量証明書は、出来るだけ速やかに提出すること。
検査項目について、定量下限値も併せて、報告すること。

要求水準書別紙 1 1 個別業務委託（その4）要求水準書

- 1 個別業務委託件名
西部浄化センター臭気測定業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市西原町2丁目113番地 地内 西部浄化センター
- 3 業務委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
各年度以下の業務を行うこと。
- 4 分析項目
臭気指数（測定方法：環境庁告示第63号に準ずる）
（各地点での当日の風向風速など気象条件の測定含む）
- 5 検体
西部浄化センター敷地境界 1回につき5地点（別図参照）
年2回サンプリング（8月、2月を予定）
- 6 実施時期
風雨の影響の少ない日の昼間とする。

要求水準書別紙 1 2 個別業務委託（その5）要求水準書

- 1 個別業務委託名
西部浄化センター全窒素全りん自動測定機点検業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市西原町2丁目113番地 地内 西部浄化センター
- 3 業務委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
各年度以下の業務を行うこと。
- 4 実施回数
年2回実施（6ヶ月点検1回、12ヶ月点検1回）
- 5 業務委託内容
 - (1) 点検対象機器
型 式 NPW-400 東亜ディーケーケー（株）
仕 様 TN：0～20mg/l
TP：0～5mg/l
製造番号 894897
設置時期 令和2年度
 - (2) 点検内容
 - ① 全窒素全りん自動測定機（以下測定機という）の保守点検を7月と1月の年2回実施し、点検結果報告書を各点検終了後1ヶ月以内に提出すること。結果報告書には、作業状況を記録する写真帳及び交換部品一覧を添付すること。
 - ② 定期点検は製造メーカーが推奨する点検項目を実施すること。
 - ③ 定期点検時に製造メーカーが推奨する定期交換部品を交換すること。
 - ④ 定期交換部品は契約金額に含むものとする。
 - ⑤ 契約期間内において測定機に不具合が発生し、連絡を受けた場合は、速やかに技術者を派遣し修理するものとする。
- 6 定期交換部品
本設備の完成図書の説明資料によるものとする。
- 7 その他
ここに明記されていない事項については、事前に協議し、発注者の指示に従うこと。

要求水準書別紙 1 3 個別業務委託（その 6）要求水準書

- 1 個別業務委託件名
西部浄化センター脱臭用活性炭取替業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市西原町 2 丁目 1 1 3 番地 地内 西部浄化センター
- 3 業務委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
各年度以下の業務を行うこと。
- 4 業務委託概要
西部浄化センターの施設の脱臭用活性炭を新炭に取り替える。
- 5 業務委託内容
 - (1) 脱臭塔出入口での臭気濃度（活性炭交換前及び交換後）測定
 - (2) 廃炭の除去及びその処分
（受託者が責任を持って処分またはリサイクルすること。）
 - (3) 活性炭カートリッジのパッキン張替
 - (4) 新炭（量については、下記活性炭取替明細参照）の充填
- 6 その他
 - (1) 写真は取替時にカラー（デジタルカメラ可）で撮影し、提出のこと。
 - (2) 廃炭の処理方法については、書類等に明記すること。
 - (3) 酸欠危険場所につき、酸素濃度及び硫化水素濃度等測定・記録し、安全に作業を行うこと。
- 7 活性炭取替明細
 - (1) 新炭仕様

中性ガス用	硫化メチル濃度 5 ppm においても平衡吸着量が 4 %g/g 以上 粒度 4～8 ヶシユ内のものが 9 4 %以上
アルカリ性ガス用	アンモニア濃度 5 ppm においても平衡吸着量が 7 %g/g 以上 粒度 4～8 ヶシユ内のものが 9 5 %以上
酸性ガス用	硫化水素濃度 5 ppm においても平衡吸着量が 1 8 %g/g 以上 粒度 4～8 ヶシユ内のものが 9 5 %以上

いずれも、硬度 9 0 %以上、充填比重 3 5 0～9 5 0 g/L の範囲とする。
 - (2) 活性炭は、性能要求水準書の提出と現場で立会いサンプリングを行う。

(3) 取替量

単位：kg

施設名	中性ガス用 活性炭	酸性ガス用 活性炭	アルカリ性 ガス用活性炭	合計
沈砂池ポンプ棟	400	860		1,260
2-1系水処理	360	710		1,070
2-2系水処理	390	340		730
3系水処理	1,020	960	1,190	3,170
4-1系水処理	620	560		1,180
汚泥棟	420	340		760
機械濃縮棟	320	290	380	990

要求水準書別紙 1 4 個別業務委託（その 7）要求水準書

- 1 個別業務委託件名
西部浄化センター自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市西原町 2 丁目 1 1 3 番地 地内 西部浄化センター
- 3 業務委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
各年度以下の業務を行う。
- 4 対象設備概要
 - (1) 非常用自家発電設備
設備容量 1,330 k V A
受電電圧 6,600 V
非常用発電装置
種類 ディーゼルエンジン
容量 625 k V A
発電電圧 6,600 V
 - (2) 可搬式発電機
設備容量 15 k V A
発電電圧 三相 200 V
種類 ディーゼルエンジン
型式 Y A G 1 5 S - 4
- 5 点検時期
定期点検 A . . . 2 ヶ月に 1 回 (年 6 回)
定期点検 B (I 又は II) . . . 年 1 回 (定期点検 1 回分を兼ねる)
I : 無停電点検
II : 停電点検
※ 令和 8 年度は「 I」、令和 9 年度以降は毎年「 II」を予定している。
内容及び日程は双方協議のうえ決定する。
点検、測定及び試験の基準は別表参照。
- 6 その他
保安管理業務外部委託承認申請等官庁手続き 一式

点検、測定及び試験の基準

西部浄化センター

電気工作物	点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
			I	II	
引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の 都度
	絶縁抵抗測定			○※1	
	放電雑音チェック		○		
遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の 都度
	絶縁抵抗測定			○※1	
	継電器の動作試験		○※1	○※1	
	継電器との結合動作試験			○※1	
	トリップ回路の導通試験		○※1		
	絶縁油酸価度試験			○※2	
	絶縁油破壊電圧試験			○※2	
	内部点検			○※2	
	放電雑音チェック		○		
	温度チェック		○		
母線、計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○	○	必要の 都度
	絶縁抵抗測定			○※1	
	放電雑音チェック		○		
	温度チェック		○		
変圧器	外観点検	○	○	○	必要の 都度
	絶縁抵抗測定			○※1	
	絶縁油透明度チェック			○※3	
	絶縁油酸価度試験			○※3	
	絶縁油破壊電圧試験			○※3	
	内部点検			○※3	
	放電雑音チェック	○			
	温度チェック	○			

受電設備(含配電設備・二次変電室設備)

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検A	定期点検B		臨時点検
				I	II	
受電設備 (含配電設備・二次変電室設備)	配電盤及び制御機器	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験			○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	接地装置	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		比重測定	1回/年	○	○	
		液温測定	1回/年	○	○	
		電圧測定	1回/年	○	○	
	電気使用場所の設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○
電気溶接機					○※1, 5	
その他の電気機器類		接地抵抗測定		○※4	○※4	
		照明装置		○		
配線及び配線器具		絶縁監視	※6	※6	※6	
接地装置						
配電線路の電線等及び支持物						
可搬式発電機		外観点検	○			必要の 都度
	起動試験	○				
非常用予備発電設備	ガスタービン及び付属装置	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		内燃機関及び付属装置	起動試験	○	○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		接地装置		○※1	○※1	
				○※4	○※4	
	遮断器・開閉器	受電設備と同じ				受電設備と同じ
	その他の電気機器類					

- 注 (1)「外観点検」とは、目視による点検をいう。
(2)「定期点検B」(I)無停電で行う点検(無停電点検で、「定期点検B」(II)は停電をして行う点検(停電点検)を言います。なお、「定期点検B」(I)を実施する場合は3年に1回は「定期点検B」(II)を行うものとする。
(3)※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由により行わなくてよい場合がある。
(4)※2を付した点検及び試験は製造後(新油に取替の場合も同様)10年経過時に、10

年を超えたものは5年経過毎に実施する。

ただし、「定期点検B」(I)の点検周期により、経過年数以前に行ってもよい。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行う。

※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する。

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検としてもよい。

(5)※3を付した点検及び試験は製造後(新油に取替の場合も同様)10年経過時に、20年を超えたものは3年経過毎に実施する。

ただし、「定期点検B」(I)の点検周期により、経過年数以前に行ってもよい。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行う。

※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する。

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検としてもよい。

(6)※4を付した測定は過去の実績によってその一部を行わなくてもよい。

(7)※5は絶縁監視装置の監視記録に代えることができる。

(8)※6は絶縁監視装置による常時の監視とする。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を「定期点検A、B」実施日、誤差試験を年1回実施する。

要求水準書別紙 1 5 個別業務委託（その 8）要求水準書

- 1 個別業務委託件名
西部浄化センター消防用設備等点検業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市西原町 2 丁目 1 1 3 番地 地内 西部浄化センター
- 3 業務委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
各年度、以下の業務を行うこと。
- 4 実施回数
年 2 回（総合点検 1 回、機器点検 1 回）
- 5 業務委託内容
 - (1) 消防法第 1 7 条の 3 の 3 の規定に基づき、当該消防用設備等の外観・機器・総合点検を 6 月または 7 月に外観・機器点検を 1 2 月または 1 月に実施し、点検結果報告書を各点検の終了後、1 ヶ月以内に提出すること。
 - (2) 契約期間内において当該消防用設備等に不具合が生じた場合はその調査を行なうこと。
 - (3) 契約期間内に消防用設備等の増減、その他変更工事が行なわれたときに、発注者から意見を求められる場合は助言をし、必要と認められる場合は技術者を派遣する。
- 6 定期点検内容
 - (1) 点検対象物件

No.	建物名称	用途	構造	階数		建築面積 (m ³)	延べ床面積 (m ³)
				地上	地下		
1	管理棟	下水道施設	R C	2		349. 18	701. 73
2	沈砂池ポンプ棟	〃	〃	2	1	565. 50	834. 20
3	2 系水処理電気室	〃	〃	1			45. 78
4	2 系水処理管廊	〃	〃		1		622
5	汚泥処理棟	〃	〃	3	1	564. 21	1, 495. 43
6	3 系水処理棟	〃	〃	2	2		3, 516. 98
7	4 - 1 系水処理棟	〃	〃	1	2		9, 492. 67
8	機械濃縮棟	〃	〃	2	1	512. 21	1, 112. 73

(2) 点検対象設備

No	設備名	内容	台数	単位
1	ハロン 1 3 0 1 消火設備	消火薬剤貯蔵容器	7	本
		起動用ガス容器（スターター）	1	本
		操作盤	2	個

No	設 備 名	内 容	台数	単位
1	ハロン1301 消火設備	制御盤	1	面
		スピーカー	1	面
		放出表示灯	2	個
		配線点検	1	式
		開口部自動閉鎖装置	2	箇所
		ヘッド（標準）	4	個
		作動試験	1	式
		放出試験（放出ガス費含む）	1	区画
		放出用ガス容器（試験）	1	本
		2	P型自動火災報知設備	受信機P型1級 15回線
受信機P型1級 10回線	1			面
差動式スポット型熱感知器	17			個
定温式スポット熱感知器	4			個
光電式スポット型煙感知器	23			個
P型1級発信機	11			個
地区音響装置（電鈴）	16			個
表示灯	11			台
配線点検	1			式
起動用スイッチ	1			個
スピーカー	39			個
3	誘導灯			小型・中型
4	消火器（10型）	管理棟	5	台
		旧管理棟	6	台
		沈砂池ポンプ棟	8	台
		2系水処理電気室	1	台
		1系水処理棟	5	台
		滅菌棟	1	台
		1系返送汚泥ポンプ室	1	台
		汚泥処理棟	10	台
		旧汚泥処理棟	2	台
		4-1系水処理棟	10	台
5	消火器（50型）	3系水処理棟	1	台

※点検対象設備は、施設の更新により増減する場合がある。

要求水準書別紙 1 6 個別業務委託（その 9）要求水準書

- 1 個別業務委託件名
水野浄化センター下水処理水質分析業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市内田町 1 丁目 597 番地 地内 水野浄化センター
- 3 業務委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
各年度以下の業務を行うこと。
- 4 測定回数、検体数及び分析項目
 - (1) 測定回数年 1 2 回（1 回/月）：最終沈殿池流出水・滅菌消毒前放流水
 - (2) 測定回数年 2 4 回（2 回/月）：流入水・最初沈殿池流出水・放流水
※使用している系列数によっては、検体数の増減あり。
 - (3) 分析項目 別表を参照
- 5 通日試験について
要求水準書別紙 2 のとおり実施すること。
- 6 実施時期及び実施方法
実施時期は、瀬戸市が指定する日とする。（概ね第 1 週目及び第 3 週目）
資料採取し、分析業務を速やかに行い、報告書を提出する。
- 7 その他
試料の採取不能等により検査が一部ないし全部実施できない場合は、双方の協議により、委託期間内で同種の検体により、検体数又は項目において同等の検査を行うものとする。

別表

水野浄化センター検体採水地点及び分析項目

	検体採水地点	分析項目
①	流入水 ※月 2 回測定	気温、水温、透視度
		PH
		浮遊物質
		BOD
		COD
		全窒素
		全りん
		大腸菌数
②	最初沈殿池流出水 ※使用系列の分析を実施 ※月 2 回測定	PH
		浮遊物質
		BOD
③	最終沈殿池流出水 ※使用系列の分析を実施 ※月 1 回測定	浮遊物質
④	滅菌消毒前放流水 ※月 1 回測定	BOD
⑤	放流水 ※月 2 回測定	気温、水温、透視度
		PH
		浮遊物質
		BOD
		COD
		全窒素
		全りん
		アンモニア性窒素
		亜硝酸性窒素
		硝酸性窒素
		ヘキサン抽出物質（鉱油）
		ヘキサン抽出物質（動植物油）
		大腸菌数

要求水準書別紙 17 個別業務委託（その10）要求水準書

- 1 個別業務委託件名
水野浄化センター処理困難物質水質分析業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市内田町1丁目597番地 地内 水野浄化センター
- 3 業務委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
各年度、以下の業務を行うこと。
- 4 実施回数
年2回（8月、2月）
- 5 業務内容
水野浄化センターの放流水（1検体）を採水し、下記の分析項目について分析し、分析結果報告書2部を提出する。
- 6 分析項目
 - (1) シアン化合物
 - (2) 有機燐化合物
 - (3) 六価クロム化合物
 - (4) 砒素及びその化合物
 - (5) 総水銀化合物
 - (6) アルキル水銀化合物
 - (7) ポリ塩化ビフェニル
 - (8) トリクロロエチレン
 - (9) テトラクロロエチレン
 - (10) ジクロロメタン
 - (11) 四塩化炭素
 - (12) 1,2-ジクロロエタン
 - (13) 1,1-ジクロロエチレン
 - (14) シス1,2-ジクロロエチレン
 - (15) 1,1,1-トリクロロエタン
 - (16) 1,1,2-トリクロロエタン
 - (17) 1,3-ジクロロプロペン
 - (18) チウラム
 - (19) シマジン
 - (20) チオベンカルブ
 - (21) フェノール類
 - (22) ベンゼン
 - (23) セレン及びその化合物
 - (24) ほう素及びその化合物
 - (25) ふつ素及びその化合物
 - (26) クロム及びその化合物
 - (27) 銅及びその化合物
 - (28) 亜鉛及びその化合物
 - (29) 溶解性鉄
 - (30) 溶解性マンガン
 - (31) カドミウム及びその化合物
 - (32) 鉛及びその化合物
 - (33) 1,4-ジオキサン

要求水準書別紙 18 個別業務委託（その 11）要求水準書

- 1 個別業務委託件名
水野浄化センター汚泥分析業務委託
- 2 目的
関係法令に基づき、水野浄化センターの脱水汚泥及びし渣・沈砂の状況を把握し、脱水汚泥及びし渣・沈砂の適正処分を図るため、実施するものである。
- 3 業務委託場所
瀬戸市内田町 1 丁目 597 番地 地内 水野浄化センター
- 4 業務委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
各年度、以下の業務を行うこと。
- 5 検査方法等
 - (1) 産業廃棄物に含まれる金属等の検定（昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 13 号）
※ (3) その他成分検査も合わせて実施すること。
検体数及び検査回数
 - ① 脱水汚泥 1 検体 検査回数 1 回
 - ② し渣・沈砂 1 検体 検査回数 1 回
 - (2) 土壌の汚染に係る環境基準の検定（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）
検体数及び検査回数
 - ① 脱水汚泥 1 検体 検査回数 1 回
 - (3) その他成分検査
検査項目：PH、含水率、熱灼減量、亜鉛、鉛、水銀、ダイオキシン類
 - ① 脱水汚泥 1 検体 検査回数 1 回
 - ② し渣・沈砂 1 検体 検査回数 1 回
- 6 検査委託実施時期
瀬戸市が指定する日とする。
（脱水汚泥検体採取は 12 月、し渣・沈砂検体採取は 1 月を予定）
- 7 実施方法
検体採取を行い、分析すること。
計量証明書は、出来るだけ速やかに提出すること。
検査項目について、定量下限値も併せて、報告すること。

要求水準書別紙 19 個別業務委託（その12）要求水準書

- 1 個別業務委託名
水野浄化センター臭気測定業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市内田町1丁目597番地 地内 水野浄化センター
- 3 業務委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
各年度以下の業務を行うこと。
- 4 分析項目
臭気指数（測定方法：環境庁告示第63号に準ずる）
（各地点での当日の風向風速など気象条件の測定含む）
- 5 検体
 - (1) 水野浄化センター敷地境界 1回につき5地点（別図参照）
 - (2) 年2回サンプリング（8月、2月を予定）
- 6 実施時期
風雨の影響の少ない日の昼間とする。

要求水準書別紙 20 個別業務委託（その13）要求水準書

- 1 個別業務委託名
水野浄化センター全窒素全りん自動測定機点検業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市内田町1丁目597番地 地内 水野浄化センター
- 3 業務委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
各年度以下の業務を行うこと。
- 4 実施回数
年2回実施（6ヶ月点検1回、12ヶ月点検1回）
- 5 業務委託内容
 - (1) 点検対象機器
型式 TNP-4200 (株)島津製作所製
仕様 TN：0～20mg/l
TP：0～5mg/l
設置時期 令和4年度
 - (2) 点検内容
 - ① 全窒素全りん自動測定機（以下測定機という）の保守点検を7月と1月の年2回実施し、点検結果報告書を各点検終了後1ヶ月以内に提出すること。結果報告書には、作業状況を記録する写真帳及び交換部品一覧を添付すること。
 - ② 定期点検は製造メーカーが推奨する点検項目を実施すること。
 - ③ 定期点検時に製造メーカーが推奨する定期交換部品を交換すること。
 - ④ 定期交換部品は契約金額に含むものとする。
 - ⑤ 契約期間内において測定機に不具合が発生し、連絡を受けた場合は、速やかに技術者を派遣し修理するものとする。
- 6 定期交換部品
本設備の完成図書の説明資料によるものとする。
- 7 その他
ここに明記されていない事項については、事前に協議し、発注者の指示に従うこと。

要求水準書別紙 2 1 個別業務委託（その 1 4）要求水準書

- 1 個別業務委託件名
水野浄化センター脱臭用活性炭取替業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市内田町 1 丁目 597 番地地内 水野浄化センター
- 3 業務委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
各年度以下の業務を行うこと。
- 4 業務委託概要
以下の表に示す水野浄化センター施設の脱臭用活性炭を新炭に取り替える。
- 5 業務委託内容
 - (1) 脱臭塔出入口での臭気濃度（活性炭交換前及び交換後）測定
 - (2) 廃炭の除去及びその処分
(受託者が責任を持って処分またはリサイクルすること。)
 - (3) 活性炭カートリッジのパッキン張替
 - (4) 新炭（量については、下記活性炭取替明細参照）の充填
- 6 その他
 - (1) 写真は取替時にカラー（デジタルカメラ可）で撮影し、提出のこと。
 - (2) 廃炭の処理方法については、書類等に明記すること。
 - (3) 酸欠危険場所につき、酸素濃度及び硫化水素濃度等測定・記録し、安全に作業を行うこと。
- 7 活性炭取替明細
 - (1) 新炭仕様

中性ガス用	硫化メチル濃度 5 ppm においても平衡吸着量が 4 %/g 以上。 粒度 4～8 ヶシユ内のものが 9 4 % 以上。
酸性ガス用	硫化水素濃度 5 ppm においても平衡吸着量が 1 8 %/g 以上。 粒度 4～8 ヶシユ内のものが 9 5 % 以上。

いずれも、硬度 9 0 % 以上、充填比重 3 5 0～9 5 0 g/L の範囲とする。
 - (2) 活性炭は、性能要求水準書の提出と現場で立会いサンプリングを行う。
 - (3) 取替量

単位 : kg

施設名	中性ガス用 活性炭	酸性ガス用 活性炭	合計
沈砂池	420	840	1, 260
1 系水処理	370	370	740
2 系水処理	1, 060	2, 100	3, 160
汚泥棟	500	1, 000	1, 500

要求水準書別紙 2 2 個別業務委託（その 1 5）要求水準書

- 1 個別業務委託名
水野浄化センター自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市内田町 1 丁目 597 番地 地内 水野浄化センター
- 3 業務委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
各年度以下の業務を行う。
- 4 設備概要
設備容量 725kVA
受電電圧 6,600V
非常用発電装置
種類 ガスタービン
容量 375kVA
発電電圧 6,600V
- 5 点検時期
定期点検 A・・・2 ヶ月に 1 回(年 6 回)
定期点検 B（Ⅰ又はⅡ）・・・年 1 回（定期点検 1 回分を兼ねる）
Ⅰ：無停電点検
Ⅱ：停電点検
※水野浄化センターの受電用 C B（遮断器）及び受電用 O C R（過電流継電器）は製造から 2 4 年以上経過しているため、令和 8、9、1 0 年度は「Ⅱ」を予定している。
内容及び日程は双方協議のうえ決定する。点検、測定及び試験の基準は別紙参照。
- 6 その他
保安管理業務外部委託承認申請等官庁手続き 一式

点検、測定及び試験の基準

水野浄化センター

電気工作物	点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
			I	II	
引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の 都度
	絶縁抵抗測定			○※1	
	放電雑音チェック		○		
遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の 都度
	絶縁抵抗測定			○※1	
	継電器の動作試験		○※1	○※1	
	継電器との結合動作試験			○※1	
	トリップ回路の導通試験		○※1		
	絶縁油酸価度試験			○※2	
	絶縁油破壊電圧試験			○※2	
	内部点検			○※2	
	放電雑音チェック		○		
	温度チェック		○		
母線、計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○	○	必要の 都度
	絶縁抵抗測定			○※1	
	放電雑音チェック		○		
	温度チェック		○		
変圧器	外観点検	○	○	○	必要の 都度
	絶縁抵抗測定			○※1	
	絶縁油透明度チェック			○※3	
	絶縁油酸価度試験			○※3	
	絶縁油破壊電圧試験			○※3	
	内部点検			○※3	
	放電雑音チェック	○			
	温度チェック	○			

受電設備(含配電設備・二次変電室設備)

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
				I	II	
受電設備 (含配電設備・二次変電室設備)	配電盤及び制御機器	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験			○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	接地装置	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		比重測定	1回/年	○	○	
液温測定		1回/年	○	○		
電圧測定		1回/年	○	○		
電気使用場所 の設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の 都度
	電気溶接機	絶縁抵抗測定			○※1,5	
	その他の電気機器類	接地抵抗測定		○※4	○※4	
	照明装置	温度チェック		○		
	配線及び配線器具	絶縁監視	※6	※6	※6	
	接地装置					
	配電線路の電線等 及び支持物					
非常用予備 発電設備	ガスタービン及び 付属装置 内燃機関及び 付属装置	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	遮断器・開閉器	受電設備と同じ				受電設備 と同じ
	その他の電気機器類					

- 注 (1) 「外観点検」とは、目視による点検をいう。
- (2) 「定期点検 B」(I) 無停電で行う点検(無停電点検で、「定期点検 B」(II) は停電をして行う点検(停電点検)を言います。なお、「定期点検 B」(I) を実施する場合は 3 年に 1 回は「定期点検 B」(II) を行うものとする。
- (3) ※1 を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由により行わなくてよい場合がある。
- (4) ※2 を付した点検及び試験は製造後(新油に取替の場合も同様) 10 年経過時に、10 年を超えたものは 5 年経過毎に実施する。

ただし、「定期点検B」(I)の点検周期により、経過年数以前に行ってもよい。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行う。

※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する。

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検としてもよい。

- (5) ※3を付した点検及び試験は製造後(新油に取替の場合も同様)10年経過時に、20年を超えたものは3年経過毎に実施する。

ただし、「定期点検B」(I)の点検周期により、経過年数以前に行ってもよい。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行う。

※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する。

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検としてもよい。

- (6) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部を行わなくてもよい。

- (7) ※5は絶縁監視装置の監視記録に代えることができる。

- (8) ※6は絶縁監視装置による常時の監視とする。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を「定期点検A、B」実施日、誤差試験を年1回実施する。

要求水準書別紙 2 3 個別業務委託（その 1 6）要求水準書

- 1 個別業務委託名
水野浄化センター消防用設備等点検業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市内田町 1 丁目 597 番地 地内 水野浄化センター
- 3 業務委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
各年度、以下の業務を行うこと。
- 4 実施回数
年 2 回（総合点検 1 回、機器点検 1 回）
- 5 業務委託内容
 - (1) 消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、当該消防用設備等の外観・機器・総合点検を 6 月または 7 月に外観・機器点検を 1 2 月または 1 月に実施し、点検結果報告書を各点検の終了後、1 ヶ月以内に提出すること。
 - (2) 契約期間内において当該消防用設備等に不具合が生じた場合はその調査を行なうこと。
 - (3) 契約期間内に消防用設備等の増減、その他変更工事が行なわれたときに、発注者から意見を求められる場合は助言をし、必要と認められる場合は技術者を派遣する。
- 6 定期点検内容
 - (1) 点検対象物件

№	建物名称	用途	構造	階数		建築面積 (㎡)	延べ床面積 (㎡)
				地上	地下		
1	沈砂池汚泥棟	下水道施設	R C	3	1	1,344.45	4,545.65
2	水処理管廊	〃	〃		1	635	635
3	下水道展示館	〃	〃	1		222	222

(2) 点検対象設備

No.	設備名	内容	台数	単位
1	屋内消火栓設備	制御盤	1	面
		ポンプ及び電動機	1	台
		呼水装置	1	個
		消火栓（屋内型）	10	面
		表示盤	1	面
		配線点検	1	個
		放水点検	1	式
2	P型自動火災報知設備	受信機P型1級 30回線	1	箇所
		差動式スポット型熱感知器	97	個
		煙感知器	187	個
		発信機1級	13	個
		音響装置（電鈴）	13	個
		消火栓始動装置	1	式
		表示灯	13	面
		配線点検	1	式
3	誘導灯	小型・中型	69	個
4	消火器（10型）	沈砂池汚泥棟・水処理管廊 1系水処理棟・滅菌棟	57※	台
		管理棟	8	台
		下水道展示館	1	台
5	連結送水管 （令和3年に耐圧性能試験実施）	送水口	1	式
		放水口	1	式
		格納箱	1	台
		配管	1	式

※ 粉末消火設備2台含む

要求水準書別紙 2 4 個別業務委託（その 1 7）要求水準書

- 1 個別業務委託名
水野浄化センター機械警備業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市内田町 1 丁目 597 番地 地内 水野浄化センター
- 3 業務委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
各年度以下の業務を行う
- 4 使用回線及びシステム商品名
一般公衆回線（常時断線監視機能付）を使用する TX
- 5 委託業務の種類
防犯サービス及び火災監視サービス
- 6 防犯サービスの業務時間
毎日：17 時 15 分から翌 08 時 30 分
ただし、水野浄化センターの休日には、終日防犯を行う
- 7 火災監視サービスの業務時間
終日監視を行う
- 8 機器設置リスト
別紙、設置機器明細表を参照

別紙

設置機器明細表

機器名称	機器コード	個数
コントローラ	CN-T1000	1
断線監視アダプタ	LM-A0010	1
フラッシュライト	LM-P0010	1
コミュニケーションポインター	PO-T0210	2
増設コミュニケーションポインター	PO-T0220	2
操作表示器	OD-U0090	2
カードリーダー	CD-R0110	2
火災受信機	FA-P0070	1
露出ボックス	BO-X0500	7
インフラレッドセンサー	PI-S0520	2
インフラレッドセンサー	PI-S0530	1
シャッターセンサー	SH-T0020	1
通信ユニット	TR-U0500	1
従来センサー・インターフェース	CS-I0010	36
熱感知器（差動式）	RPF-4900	6
煙感知器	SM-D0110	9
熱感知器（定温式）	SPF-4270	5
インフラレッドセンサー	PI-S0150	5
インフラレッドセンサー	PI-S0160	6
マグネットセンサー	MG-T0160	63
総ブロック数	MT-R0910	2
結線コード	MT-R5500	1
蓄積型自火報盤結線	MT-R7820	1

要求水準書別紙 2 5 個別業務委託（その 1 8）要求水準書

- 1 個別業務委託件名
水野浄化センター地下タンク設備点検業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市内田町 1 丁目 597 番地 地内 水野浄化センター
- 3 業務委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
- 4 点検対象設備について
 - (1) 製造所等の区分：地下タンク貯蔵所
 - (2) 設置許可年月日：平成 1 1 年 1 1 月 1 2 日
 - (3) 完成検査年月日：平成 1 2 年 2 月 2 8 日
 - (4) 危険物の種別、品名、最大貯蔵量：第 4 類、第 3 石油類、4,000L
- 5 実施回数
年 1 回
- 6 業務委託内容
危険物の規則に関する政令第 8 条の 5 により、地下タンク貯蔵所等の点検を実施するもの。消防法に基づく地下タンク気相部・液相部及び埋設配管の気密点検を実施。
 - (1) 検査範囲
地下タンクの危険物に接する全ての部分及び地下タンク気相部に接続する系統別各埋設管
 - ① 地下タンク気相部
 - ② 戻り管
 - ③ 通気管
 - ④ 遠方注入管及び吸引管
 - (2) 検査方法
 - ① 微加圧法による漏えい検査
 - ② 地下タンク本体(気相部)・埋設配管同時気密検査
 - ③ 埋設配管(吸引管)気密検査
 - ④ 液相部検査

要求水準書別紙 2 6 個別業務委託（その 1 9）要求水準書

- 1 個別業務委託件名
場外施設等水位計点検業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市内田町 1 丁目 597 番地 地内 水野浄化センターほか
- 3 業務委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
- 4 点検対象施設
 - (1) 水野浄化センター最初沈澱池スカムピット
 - (2) 内田ポンプ場 瀬戸市内田町 1 丁目 3 1 0 番地 地内
 - (3) 小田妻ポンプ場 瀬戸市小田妻町 1 丁目 3 0 0 番地 地内
 - (4) 川西ポンプ場 瀬戸市川西町 2 丁目 1 2 5 番地の 1 地内
 - (5) 十軒ポンプ場 瀬戸市十軒町 4 1 9 番地 地内
 - (6) 陶本ポンプ場 瀬戸市陶本町 2 丁目 1 番地の 1 地内
 - (7) 中水野 (I) ポンプ場 瀬戸市中水野町 2 丁目 5 8 2 番地の 2 地内
 - (8) 汗干ポンプ場 瀬戸市汗干町 5 4 番地の 7 地内
 - (9) 宝ヶ丘ポンプ場 瀬戸市宝ヶ丘町 4 5 2 番地 地内
 - (10) 塩草ポンプ場 瀬戸市塩草が丘 3 丁目 4 1 番地 地内
 - (11) 西山 1 丁目 (1) ポンプ場 瀬戸市西山町 1 丁目 3 4 番地 地内
 - (12) 西山 1 丁目 (2) ポンプ場 瀬戸市西山町 1 丁目 7 7 番地の 4 地内
 - (13) 西山 1 丁目 (3) ポンプ場 瀬戸市西山町 1 丁目 7 7 番地の 2 地内
 - (14) 西山 2 丁目ポンプ場 瀬戸市西山町 2 丁目 9 0 番地の 2 1 地内
 - (15) 東菱野ポンプ場 瀬戸市東菱野町 1 5 2 番地 地内
 - (16) 西追分ポンプ場 瀬戸市西追分町 1 6 1 番地の 7 地内
 - (17) 池田ポンプ場 瀬戸市池田町 2 番地 地内
 - (18) 石田ポンプ場 瀬戸市石田町 2 8 3 番地 地内
- 5 実施回数
年 1 回

6 業務委託内容

装置名	作業の詳細
水位計	水位計本体の洗浄・水位計の単体試験
	受圧部の清掃と動作確認及び点検
	水位計から模擬入力によるポンプの起動・停止動作確認及び点検
	常用水位計と予備水位計による異常切り替え動作の確認及び点検
	各計器への模擬入力による出力信号の精度点検及び調整
	その他必要な業務

要求水準書別紙 27 個別業務委託（その20）要求水準書

- 1 個別業務委託件名
空気呼吸器点検業務委託
- 2 業務委託場所
瀬戸市西原町2丁目113番地 地内 西部浄化センターほか
- 3 業務委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 点検対象設備について
 - (1) 空気呼吸器（型式：K30）
 - (2) 空気ポンベ（型式：615）
 - (3) 数量：2個（西部浄化センター及び水野浄化センター）
- 5 実施回数
年1回
※ 空気呼吸器は1年に1回点検を行うこと。
※ 空気ポンベは3年に1回点検を行うこと。（令和8年度が対象年度）
- 6 業務委託内容
 - (1) 空気呼吸器の法定点検を実施すること。
 - (2) 空気呼吸器の取扱講習会を1年に1回行うこと。

要求水準書別紙 2 8 計画修繕特記実施要領

- 1 受注者は、計画修繕の実施にあたって、修繕内容、修繕に使用する部品等の仕様、修繕に係る費用について、事前に発注者の承諾を得ること。
- 2 受注者は、前項の修繕に係る費用について、当該修繕の工種において、あいち電子調達共同システムに登録のある業者 3 社以上から見積を取得し、最も安価な見積価格を採用すること。ただし、受注者は、当該修繕の内容の特殊性等の事由から、3 者以上から見積を取得することが困難な場合は、発注者にその事由を明らかにした上で、取得した見積のうち、最も安価な見積価格を採用すること。
- 3 受注者は、計画修繕の実施にあたっては、下記に準拠すること。
 - (1) 瀬戸市契約規則
 - (2) 瀬戸市工事施工規則
 - (3) 日本産業規格 (JIS)
 - (4) 電気規格調査会標準規格 (JEC)
 - (5) 日本電気工業会標準規格 (JEM)
 - (6) 電気工業会標準規格 (JCS)
 - (7) 内線規定
 - (8) 電気設備工事必携「日本下水道事業団」
 - (9) 電気設備標準仕様書「日本下水道事業団」
 - (10) 機械設備工事必携「日本下水道事業団」
 - (11) 機械設備標準仕様書「日本下水道事業団」
 - (12) その他関係法規、規格等
- 4 受注者は、計画修繕の実施にあたって、以下の書類を発注者に提出すること。ただし、発注者の指示により一部を省略することができる。
 - (1) 着工前
 - ① 監督員任命書
 - ② 現場代理人及び主任技術者届
 - ③ 主任技術者 (または監理技術者) 及び現場代理人が元請人の雇用関係にある証明書 (例 監理技術者資格者証の写しまたは健康保険証等の写し)
 - ④ 工事工程表
 - ⑤ 工事施工計画書
 - ⑥ その他、発注者が指示する書類
 - (2) 完了後
 - ① 完了届
 - ② 工事写真
 - ③ 工事報告書
 - ④ その他、発注者の指示する書類
- 5 計画修繕の竣工検査は、受注者から完了届等が提出された日から 10 日以内に発注者が行うものとする。
- 6 発注者は瀬戸市工事等検査要領に従い検査を行うものとする。
- 7 検査の結果、手直しが必要となった場合は、受注者は速やかに対応し、手直し完了届を提出すること。
- 8 発注者は、工事の検査が完了したとき、その成績について瀬戸市工事等成績評定要領に基づき評定するものとする。
- 9 工事の検査について、評定点が 55 点以上を合格とする。評定点が 55 点未満の場合、発注者は契約書第 28 条の規定に基づき、受注者に改善措置をとることを通告すること。
- 10 発注者が合格の検査結果を受注者に通知した時点で竣工検査は完了とする。

要求水準書別紙 2 9 費用分担表

項目	内容など	発注者	受注者
光熱費および通信料	浄化センターなどで使用するもの		○
調達および管理費	浄化センターなどで使用する薬剤、消耗品、部品、油脂類、分析用薬品及び機器ならびに器具など		○
廃液および廃油処分費	発注者の業務分を除く廃棄物及び水質分析の廃液及び設備機器の廃油		○
修繕など	業務範囲内の施設及び設備の修繕などに係る費用		○
法定検査費	浄化センターなど設備の法定検査に係る費用		○
工具類	設備の保守点検に必要な点検工具、回路計及び懐中電灯などの工具及び器具(第 43 条に規定するものを除く)		○
福利厚生	各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡などの安全保護用具及び機器		○
車両費	巡回点検車両及び車両点検維持に係る費用		○
備品	机、椅子、冷蔵庫、書棚、ロッカー、パソコン、プリンタ、コピー機などの事務機器		○
通信費	受注者の電話及びFAXの設置費及び維持管理費		○
事務用品費	各種用紙、筆記用具、ファイルなどの事務用品		○
消耗品費	モップ、デッキブラシ、水切りなどの清掃用具及び洗浄剤などの消耗品		○
その他	ポット、食器棚、茶器、台所用品などの消耗品		○
その他	その他業務遂行に必要な経費		○
その他	受注者の責めに帰することができない事由により施設または設備が損傷した場合に係る費用	○	
その他	電気料金、脱水ケーキ運搬処分費、沈砂し渣運搬処分費	○	
その他	本業務委託の対象施設の運営管理に必要な通信料	○	
その他	その他必要な経費	○	

その他	受注者が行う業務に起因する環境問題(周辺水域の悪化、騒音、振動、悪臭など)に伴う罰則金及び保証金、訴訟に要する費用など		○
その他	発注者が発注した別業者による増設、改築及び補修工事に係るものを除く浄化センター敷地内で発生し、受注者に責があると認められる事故(外部からの見学などの際に生じたものを含む)		○
その他	発注者は浄化センターなどから発生する脱水汚泥を、専門処分場者に処理委託するが、脱水汚泥性状要求水準の範囲を逸脱し、処分業者より脱水汚泥を返却され損害などを求められた場合の補償など		○
その他	その他業務に起因する損傷などに対する補償など		○
その他	上記4項に係る原因の調査、報告書作成、各種手続き、対外的説明などを行う		○

発注者が貸与する物品など

- (1) 各施設に備えつけられた器具、特殊工具、事務室内の机、椅子、保管庫、キャビネット、ロッカー、空気呼吸器
- (2) 完成図書など、試験器具
- (3) クレーン付き貨物自動車、バキューム車
- (4) その他、発注者が認めるもの

要求水準書別紙 30 包括業務予定数量表

西部浄化センター 包括業務費計上「植栽管理」						
種目	形状・寸法	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	摘要
植栽管理(芝刈)		m2	882	882	882	4回/年 数量は1回当たり
植栽管理 (芝除草剤散布)		m2	882	882	882	2回/年 数量は1回当たり
植栽管理(除草)1	機械	m2	1,437	1,437	1,437	4回/年 数量は1回当たり
植栽管理(除草)2	植え込み地	m2	339	339	339	4回/年 数量は1回当たり
植栽管理(剪定)1	低木	m2	733	733	733	1回/年
植栽管理(剪定)2	中木	m2	535	535	535	1回/年
車両費		式	1	1	1	
機器損料費		式	1	1	1	
運搬費	処分費共	式	1	1	1	
諸費用		式	1	1	1	
計						

西部浄化センター 包括業務費計上「ユーティリティー」						
種目	形状・寸法	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	摘要
高分子凝集剤	カチオン等	kg	10,200	10,600	11,000	
PAC		kg	214,000	222,000	231,000	
次亜塩素酸ソーダ		kg	76,000	79,000	82,000	
ポリ硫酸第二鉄		kg	74,500	77,500	81,000	
消臭剤1 (濃縮槽用)		kg	15,900	16,500	17,200	
消臭剤2 (ケーキホッパ用)		kg	6,600	6,900	7,200	
芳香剤 (ケーキホッパ用)		kg	80	80	80	
苛性ソーダ		kg	39,500	41,000	42,500	
灯油		L	18	18	18	
特A重油		L	500	500	500	
ガソリン		L	50	50	50	

軽油		L	270	270	270	
都市ガス		m3	270	270	270	
水道(処理場)		m3	410	410	410	
水道(MP)		m3	10	10	10	
計						

西部浄化センター 包括業務費計上「消耗品費」						
種目	形状・寸法	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	摘要
照明器具		式	1	1	1	
機械用潤滑油		式	1	1	1	
塗料等		式	1	1	1	
環境衛生用品		式	1	1	1	
水質試験用品		式	1	1	1	
TNP 試薬		式	1	1	1	1回/月交換
鋼材		式	1	1	1	
計						

西部浄化センター 包括業務費計上「個別業務費」						
種目	形状・寸法	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	摘要
処理困難物質 水質分析		式	1	1	1	個別業務委託(その2)
汚泥分析		式	1	1	1	個別業務委託(その3)
臭気測定		式	1	1	1	個別業務委託(その4)
全窒素全りん自動 測定機点検		式	1	1	1	個別業務委託(その5)
脱臭用活性炭取替		式	1	1	1	個別業務委託(その6)
自家用電気工作物 保安全管理		式	1	1	1	個別業務委託(その7)
消防用設備等点検		式	1	1	1	個別業務委託(その8)
空気呼吸器点検		式	1	1	1	個別業務委託(その20)
廃棄物処理		式	1	1	1	

計						
---	--	--	--	--	--	--

西部浄化センター 包括業務費計上「下水処理水質分析」						
種目	形状・寸法	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	摘要
水質分析	法定試験	式	1	1	1	個別業務委託(その1)
水質分析	通日試験	式	1	1	1	個別業務委託(その1)
計						

西部浄化センター 包括業務費計上「手数料(西部浄化センター)」						
種目	形状・寸法	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	摘要
車検1	バキューム	式	1	1	1	整備料・印紙・代行手数料
車検2	ユニック	式	1	1	1	整備料・印紙・代行手数料
6ヶ月点検1	バキューム	式	1	1	1	
6ヶ月点検2	ユニック	式	1	1	1	
計						

西部浄化センター 包括業務費計上「小規模修繕費」						
種目	形状・寸法	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	摘要
機械用部品		式	1	1	1	
電気用部品		式	1	1	1	
機械工具		式	1	1	1	
電気工具		式	1	1	1	
小修繕工事	200万円以下	式	1	1	1	
試験器具修繕		式	1	1	1	
計						

西部浄化センター 包括業務費計上「計画修繕費」						
種目	形状・寸法	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	摘要
計画修繕工事		式	1	1	1	

計						
---	--	--	--	--	--	--

水野浄化センター 包括業務費計上「植栽管理」						
種 目	形状・寸法	単 位	令和8年 年度数量	令和9年 年度数量	令和10 年度数量	摘 要
植栽管理(芝刈)		m2	284	284	284	4回/年 数量は1回あたり
植栽管理 (芝除草剤散布)		m2	284	284	284	2回/年 数量は1回あたり
植栽管理(除草)1	機械	m2	4,043	4,043	4,043	4回/年 数量は1回あたり
植栽管理(除草)2	植え込み地	m2	94	94	94	4回/年 数量は1回あたり
植栽管理(除草)3	機械(場外等)	m2	2,442	2,442	2,442	2回/年 数量は1回あたり
植栽管理(剪定)1	低木	m2	670	670	670	1回/年
植栽管理(剪定)2	中木	m2	436	436	436	1回/年
場外清掃	水路及び側溝	回	2	2	2	
車両費		式	1	1	1	
機器損料費		式	1	1	1	
運搬費	処分費共	式	1	1	1	
諸費用		式	1	1	1	
計						

水野浄化センター 包括業務費計上「ユーティリティー」						
種目	形状・寸法	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	摘要
高分子凝集剤	カチオン等	kg	1,560	1,560	1,560	
PAC		kg	98,500	98,500	98,500	
次亜塩素酸ソーダ		kg	15,800	15,800	15,800	
消臭剤 1		kg	4,200	4,200	4,200	濃縮汚泥
消臭剤 2		kg	3,150	3,150	3,150	脱水ケーキ
特 A 重油		L	500	500	500	
ガソリン		L	40	40	40	
LPG		m3	4	4	4	
水道(処理場)		m3	270	270	270	
水道(MP)		m3	3	3	3	
計						

水野浄化センター 包括業務費計上「消耗品費」						
種目	形状・寸法	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	摘要
照明器具		式	1	1	1	
機械用潤滑油		式	1	1	1	
塗料等		式	1	1	1	
環境衛生用品		式	1	1	1	
水質試験用品		式	1	1	1	
TNP 試薬		式	1	1	1	1回/月交換
鋼材		式	1	1	1	
計						

水野浄化センター 包括業務費計上「個別業務費」						
種目	形状・寸法	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	摘要
処理困難物質 水質分析		式	1	1	1	個別業務委託(その10)
汚泥分析		式	1	1	1	個別業務委託(その11)
臭気測定		式	1	1	1	個別業務委託(その12)
全窒素全りん 自動測定機点検		式	1	1	1	個別業務委託(その13)
脱臭用活性炭取替		式	1	1	1	個別業務委託(その14)
自家用電気工作物 保安管理		式	1	1	1	個別業務委託(その15)
消防用設備等点検		式	1	1	1	個別業務委託(その16)
機械警備		式	1	1	1	個別業務委託(その17)
地下タンク設備点検		式	1	1	1	個別業務委託(その18)
空気呼吸器点検		式	1	1	1	個別業務委託(その20)
計						

水野浄化センター 包括業務費計上「下水処理水質分析」						
種目	形状・寸法	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	摘要
水質分析	法定試験	式	1	1	1	個別業務委託(その9)
水質分析	通日試験	式	1	1	1	個別業務委託(その9)
計						

水野浄化センター 包括業務費計上「小規模修繕費」						
種目	形状・寸法	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	摘要
機械用部品		式	1	1	1	
電気用部品		式	1	1	1	
機械工具		式	1	1	1	
電気工具		式	1	1	1	
小修繕工事	200万円以下	式	1	1	1	
試験器具修繕		式	1	1	1	

計						
---	--	--	--	--	--	--

水野浄化センター 包括業務費計上「計画修繕費」						
種目	形状・寸法	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	摘要
計画修繕工事		式	1	1	1	
計						

場外ポンプ場 包括業務費計上「植栽管理」						
種目	形状・寸法	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	摘要
中木		m2	60	60	60	1回/年
除草		m2	161	161	161	4回/年 数量は1回当り
処分費		式	1	1	1	
計						

場外ポンプ場 包括業務費計上「個別業務費」						
種目	形状・寸法	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	摘要
場外施設等 水位計点検		式	1	1	1	個別業務委託(その19)
計						

場外ポンプ場 包括業務費計上「計画修繕費」						
種目	形状・寸法	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	摘要
計画修繕工事費		式	1	1	1	
計						